

令和5年第4回

普代村議会定例会議録

普代村議会

令和5年第4回普代村議会定例会会議録

招集告示年月日	令和5年5月17日		
招集の場所	普代村議会議場		
開閉会日時及び 宣 告	開 会	令和5年6月2日 10時00分	
		議 長	中 村 裕
	閉 会	令和5年6月2日 16時42分	
		議 長	中 村 裕
応（不応）招議員及び 出席並びに欠席議員 出 席 9人 欠 席 1人 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 × 不応招 ○▲ 公務欠席	議席番号	氏 名	出席等の別
	1	嵯 峨 典 行	▲
	2	金 子 泰 男	○
	3	大 上 浩 史	○
	4	大 上 智	○
	5	古 沼 和 也	○
	6	松 葉 明 人	○
	7	森 田 幸 一	○
	8	齊 藤 正 明	○
	9	正 路 正 敏	○
	10	中 村 裕	○
会議録署名議員	2	金 子 泰 男	
	3	大 上 浩 史	
職務のため議場に出席 した者の職・氏名	事務局長	松 葉 義 人	
	書 記	藤 嶋 大 輔	

<p>地方自治法第 121 条に より説明のため出席 した者の職・氏名</p>	<p>村 長 副 村 長 教 育 長 総 務 課 長 政 策 推 進 室 長 税 務 出 納 課 長 兼 会 計 管 理 者 住 民 福 祉 課 長 兼 保 健 セ ン タ ー 所 長 兼 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 建 設 水 産 課 長 農 林 商 工 課 長 観 光 振 興 室 長 兼 休 養 施 設 管 理 員 医 科 ・ 歯 科 診 療 所 事 務 長 教 育 次 長</p>	<p>梶 屋 伸 夫 太 田 吉 信 三 船 雄 三 川 向 正 人 佐々木 大 助 高 井 俊 一 道 下 勝 弘 大 村 修 深 渡 秀 利 宮 田 修 幸 山 田 晃 人 菅 野 伸 二</p>
<p>議 事 日 程 会 議 に 付 し た 事 件 会 議 の 経 過</p>	<p>別紙のとおり 別紙のとおり 別紙のとおり</p>	

開 会 (10:00)	議 長	<p>令和5年6月2日(金)第4回普代村議会定例会 ただ今から、令和5年第4回普代村議会定例会を開会いたします。 ただ今の出席議員は、9名であります。定足数に達しておりますので、 会議は成立いたしました。</p> <p>なお、1番嵯峨典行議員より欠席の通告がございます。 直ちに、本日の会議を開きます。 本日の日程は、お手元に配布いたしました議事日程(第1号)によっ て進めてまいります。</p> <p>日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 2番金子泰男議員、3番大上浩史議員の両議院を、会議規則第120条の きていにより指名いたします。</p> <p>日程第2「会期の決定」を議題といたします。 5月26日に開催されました、議会運営委員会の結果報告では、本日から 6月5日までの4日間でございますが、お諮りいたします。 今期定例会の会期を議会運営委員長の報告のとおり、本日から5日ま での4日間と決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
会議録署名議 員の指名		<p>ご異議なしと認めます。 よって会期は、本日から5日までの4日間と決定いたしました。</p> <p>日程第3「諸般の報告」を行います。 報告書を事務局長に朗読させます。 松葉事務局長。 ご説明させていただきます。 (以下、事務局長報告、記載省略)</p>
会期の決定		<p>以上で、「諸般の報告」を終わります。 日程第4「村長の行政報告」を行います。 榎屋村長。</p>
諸般の報告	議 長	<p>議長のお許しございましたので、令和5年第4回普代村議会定例会へ の議員各位のご出席にお礼を申し上げながら、村政の近況などについて 報告をいたします。</p> <p>始めに、新型コロナウイルス感染症への対応のため設置していた「普 代村インフルエンザ等感染症対策本部」は、新型コロナの5類感染症へ の移行を受け、5月8日に廃止しましたので報告申し上げます。</p> <p>村民の皆さまには、引き続き、場面場面に応じた感染対策を徹底しつ つ、感染拡大の防止と、社会・経済活動の両立を期して頂きながら、コ ロナ禍前の日常を1日も早く取り戻せるようご協力の程お願い申し上げ ます。</p> <p>なお、ワクチン接種は、公費負担での接種を継続しておりますので、 積極的な接種へのご検討をお願いします。</p>
会期の決定	議 長	<p>また、本年4月より、県立久慈病院の脳神経外科の診療体制の縮小に</p>
村長の施政方 針	榎屋村長	

伴い、脳卒中の緊急患者は、八戸市内の急性期医療機関に搬送される旨の連絡がっておりますので、村民の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

次に、本年5月10日に固定資産評価審査委員会委員の中居昭彦氏より辞任願の提出があり、同日付けで退任されておりますので報告申し上げます。なお、補充委員については、選任同意（案）を本会議に提案申し上げますのでご審査方お願いします。

また、同委員会委員に6月30日で任期満了の委員がおられますので、この人事案件も本議会での審査をお願いします。

次に、義務教育学校の基本計画策定及び基本設計委託業務の受託者を選定するプロポーザル技術提案審査会ですが、5月17日に開催し、技術提案者を決定をし、同業務委託契約手続きについても順次取り進めております。

また、スクールバス購入事業につきましては、仮契約を締結しましたので、その財産取得案件を本定例会へ追加提案させていただきますのでご審査方お願いします。

次に、村内での主要工事などの状況について報告します。

国道では、力持地区での直角路の改修を終了をいただきました。なお、村道普代鳥居線との接続部分の改修は、年度内に測量設計を進めていただくとともに、当面の事故防止対策も行っていたくことであります。また、上区の排水ポンプ場周辺の側溝改修についても、年内の実施を要請しているところであります。

県道は岩泉平井賀普代線で、和野山1号ロックシェッド補修や同3号ロックシェッドほか補修、明神地区落石対策、普代浜トンネル補修、黒崎地区道路舗装補修が10月下旬頃までの完成を目指して進められております。黒崎、太田名部地区の皆さまなどの通行規制への引き続きのご協力もお願いします。

普代小屋瀬線改良は、本年度内の完了を目指した最終の工事に8月中に着工できるよう進めていただくことであります。なお、旧鳥茂渡小学校前から年内渡橋までの間の事業化についても、議会さんと連携し要望を続けてまいりたいと存じますので、ご協力方お願いします。

村道は、普代平井賀線と芦生茂市線の舗装補修を8月中の発注で、普代鳥居線と白井港線の4橋梁の補修工事を6月中の発注で進めております。また、その他道路維持工事も順次の発注に努めてまいります。

漁港は、県営分の太田名部の臨港道路は7月中の発注とお聞きしております。村営分の沢漁港は、本議会での変更請負契約締結（案）の承認をいただき、6月中の完成を目指しております。また、新魚市場建設は7月中に発注するよう取り組んでおります。

災害後方支援拠点広場整備は、繰越分を施工中で9月中旬の完成を予定しております。現年分は6月下旬の発注予定であります。また、上区

地区排水ポンプ整備の外構は、国道の側溝改修との調整で12月完成予定としておりましたが、前倒し施工も検討し進めてまいります。

次に、くろさき荘の運営状況について報告します。

令和4年度の実績は、宿泊が5344人で、会食・入浴等も含めた全体利用客数は2万1379人となったところであります。

また、営業収支は、収入が8571万円、支出が1億1148万円で、2577万円の赤字となっております。仕入れ価格の高騰や電気料の値上がりの影響などもございますが、収支の大きな改善が図られないことに深くお詫びを申し上げますとともに、社会・経済活動の活発化の流れに沿って誘客の拡大を図れるよう、新プランの企画などにも努め、収入の拡大に努めてまいります。

次に、令和4年度各会計の決算見込みについて報告します。

5月末での出納整理期間の終了を受け、現在、各会計決算の取りまとめに着手したところであります。現段階での決算見込みは、実質収支が、一般会計で5600万円、全会計ベースで8800万円の黒字、基金の増減を加味した実質単年度収支は、一般会計で3300万円、全会計ベースで1700万円の黒字と予測しております。

なお、一般会計の財政調整基金は11億5204万5千円財政指標にも用いられる村債管理基金と公共施設等整備基金を含めた主要3基金は19億4956万6千円になるものと推計しております。

また、令和4年度分の村税の収納率は、全税目ベースでの、現年分が98.26%、滞納分が15.57%、全体で88.44%と見込まれます。納税環境の厳しい中、村民の皆さまや各納税貯蓄組合のご理解に改めての感謝を申し上げますとともに、今後も、行政サービスを支える大切な自主財源の確保への一層のご協力をお願い申し上げます。

次に、その他の事項について報告します。

まず、地域おこし協力隊の状況は、5月10日付けで委嘱した方を含め、現在、会計年度任用職員型2名、民間委託型7名、合計9名が協力隊員として活動しております。引き続きのご指導をお願いします。

ふるさと納税の状況は、5月31日現在で5956万5千円となっており、前年度同日比で金額が72%、件数が66%となっております。ご寄付いただきました全国の皆さまに感謝を申し上げながら、情報発信の強化などに努め、前年度水準に早く近づけるよう取り組んでまいります。

「(株)青の国ふだい」の昨年度の運営状況ですが、コロナ禍への適切な対応を行いつつ、本格稼働した道の駅の指定管理も事故なく進めた中で、商品売り上げを40%、ふるさと納税業務委託を60%伸ばすことができ、当期純利益1463万7千円並びに期末繰越し利益剰余金2601万1千円を確保できる見込みであります。引き続き、農林水産業や観光・物産分野の振興に寄与する取り組みの強化に努めさせます。

終わりに、議員各位や村民の皆さまの4月26日に開催した消防団特別

<p>一般質問</p>	<p>議長</p> <p>大上智議員</p>	<p>点検などの諸行事へのご協力に改めての感謝を申し上げますとともに、今後の主要行事にも、変わらざるご支援とご協力をお願い申し上げます。</p> <p>そして、本議会には、各専決処分承認案件、各会計補正予算（案）、職員の特殊勤務手当条例などの一部改正条例（案）、沢漁港工事の変更請負契約締結（案）、農業委員会委員任命同意（案）固定資産評価審査委員会委員選任同意（案）などを提案させていただきますので、十分なるご審査を賜り、前議案につきましてご承認を賜りますようお願いを申し上げますとともに、中村裕議長様をはじめとする全ての議員各位に、今任期中のコロナ禍や諸物価の高騰などから村民の健康や暮らしを守り、村内経済を支える活動などへの特段のご尽力に、改めてのお礼を申し上げ、行政報告とさせていただきます。</p> <p>以上で、「村長の行政報告」を終わります。</p> <p>日程第5「一般質問」を行います。</p> <p>一般質問は、普代村議会会議規則第61条第4項の規定のとおり行います。10分前にはベルを鳴らしますので、質問者及び答弁者のご協力をお願いいたします。</p> <p>それでは、通告順に質問を許します。</p> <p>4番大上智議員の一般質問を許します。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>議席番号4番大上智でございます。</p> <p>昨今の世の中の情勢を見ますと、ロシア・ウクライナ問題は解決の糸口を見いだせぬままであり、コロナは2類から5類に移行されたことから徐々に解放感が広がりつつありながら依然としてマスク着用者が多い状況でございます。先日のG7広島サミット開催中の各国首脳原爆資料館の視察は、わたしとしては、核兵器の無い社会実現に、かなりの意味があったのではないかと感じておるところであります。マイナカードの混乱、衆議院の早期解散も囁かれている状況の中で、本議会も6月25日で任期満了を迎えることになりました。振り返れば、諸事情の発生により、あまり仕事できなかった感もあります。それでは早速ですが、議長のお許しを得まして、通告に従いまして今期最後の一般質問をさせていただきます。</p> <p>1番目の質問は、普代村営魚市場事業経営戦略についてでございます。本年度から、いよいよ新魚市場建設に本格的に取りかかる訳であります。本村においては、初の公設民営の魚市場となる事から以下について伺います。</p> <p>1番、公営企業となる村営魚市場経営戦略は、すでに策定されているのか。</p> <p>2番、魚市場の年間水揚げ目標と、将来ビジョンをどのように考えているのか。</p> <p>3番、本市場の使用料の概要・考え方はどのようなものか。</p>
-------------	------------------------	--

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>4番、魚市場整備総事業費の借入先内訳・償還年度はどのように考えているのか。</p> <p>5番、(仮称)魚市場運営委員会は設置予定か。</p> <p>6番、施設は指定管理制度を活用するのか。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>大上智議員の、普代村営魚市場事業の経営戦略についての、質問にお答えを致します。</p> <p>まず、魚市場の経営戦略ですが、総務省の公営企業課長通知によるガイドラインなどを踏まえつつ、令和6年度中に、将来的な事業環境のこと、投資や財政計画のこと、その事後検証と、その結果に基づく戦略の改定などについて、盛り込むよう取り組んでまいります。</p> <p>次に、年間水揚げ目標と将来ビジョンですが、浜の活力再生プランによる鮮魚部門の水揚げ目標は、過去5カ年度の、最大と最小の年度分を除いた3カ年平均の、7億8200万円を、基準年度令和3年度の水揚げと仮定し、5年後の、令和8年度の目標を7億8500万円、増減率でプラスの0.4%としております。その後のプランは、まだ策定をされていない状況でございます。</p> <p>将来ビジョンは、サケなどの従前の主力漁の水揚げ量の回復には、そうとう時間がかかる中で、サバ、イワシ、ブリなど、水揚げが増加している魚種の高付加価値化により、定置漁業や市場運営の持続化を支えながら、主力漁の回復も期しつつ、県などが進める、新たな主力漁の開発にも協力をし、先々への、市場取扱量、そしてその取扱い金額の押し上げへのあらゆる取り組みを随時行ってまいるといふような考えでおるところでございます。</p> <p>次に、市場の使用料の考え方ですが、漁協さんに、販売手数料などの全ての収入をもって、修理・修繕・増改築・維持管理などの一切を委託する、利用料金制の指定管理を予定としつつ、漁協さん、議会さんと、年内を目途に方向づけしてまいりよう考えておるところでございます。</p> <p>次に、魚市場整備事業の資金手当てなどでございますが、本年3月議会で設定をいたしました債務負担行為額、10億7734万円が総事業費となった場合、国庫補助控除後の5億3860万円を、前は政府資金というふうに、わたしは言うておりましたけれども、現在は財政投融资資金から、2カ年で借入をする予定となっております。償還につきましては、3年据え置き、12年償還で、元利合計5億5912万3千円を支払うこととなり、その70%、3億9138万6千円が交付税措置され、実質負担は、12年で1億6780万円、年平均1398万3千円の実質負担というかたちを想定してございます。</p> <p>次に、魚市場運営委員会の件でございますが、現在の市場で設置している委員会を、再編設置するかたちを考えているところでありまして。やはり、令和5年度中には新たな運営委員会の設置、稼働ができればとい</p>
--	--------------------	--

	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>うふうを考えさせていただいております。</p> <p>最後ですが、お話しのように、指定管理方式でと考えております。その中での、収入の取扱いなどによって、特別会計の内容などに大きな違いも出ますので、早めの方向づけを目指してまいります。現場に精通されている議員さん方のご指導もいただければと存じますので、何卒、よろしくお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>ただいまの村長の答弁とちょっと重なるちゅうか、かもしれませんが、使用料については、原則的には、久慈市営魚市場のように将来的に独立採算制ということで、総括原価方式の、費用イコール使用料収入となると思いますが、建設当初の建設費用の港整備償還分の大半を一般会計からの繰入金で補う形でスタートし、徐々に水揚げ金額の増加により、使用料で賄うという、補うという、初期費用の構築を目指すということになると思いますが、近年はなかなかサケの大不漁により、多くの魚市場は4割から8割の大きな割合で、一般会計からの繰入れすることでの事業経営を余儀なくされているのが現状のようでございます。もちろん中には、洋野町営八木魚市場のように、独立採算で営業しているところもございますが、そのへんについてはどのような認識をお持ちか伺います。また、将来的な不作によるところの水揚げ高上昇見込みについては漁業協同組合の収支計画と同調、共有しているのか伺います。</p>
	<p>議 長 柁屋村長</p>	<p>柁屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。まず、あの使用料の件でございますけれども、規則的にはもらわなければならないというルールはございません。従って、仮にこの村で修理なり、修繕なり、諸々のことをしないで漁協さんに一切任せて、そしてその収入は漁協さんが、あの水揚げ手数料で貰って賄っているというふうな仕組みが簡素でいい訳でして、それへの市場運営指定管理への、業務での何ていいますか、プラス、マイナスに対する村の繰入れということは、無ければ、無いものというふうなことで思っておるところでございます。いずれその漁協さんの方で、不足があった場合は資金借用をして運営をしていくというふうな形で想定できればなあというふうに思っております。なお、使用料をもらわなくてもいいというルールも中にはある訳ですけども、こまい話になりますけれども従前の漁協さんとの関係で、そういった施設を建てた場合には、国から5割補助があつて、村が1割嵩上をして、残り4割を漁協さんが負担するというふうなことでやってきたことがこれまでの経緯です。で、今回の場合、村が直接事業主体でやるというふうなことで、漁協さんにはその4割の負担が一切ないというふうなことになる訳でございます。ただし、村の方は国の5割の補助と、次の残った5割については、過疎債を借りるので、その30%が実質負担というふうなことになる訳です。で、まとめてお話しをしますと、従前の仕組みだと10億の事業</p>

に対しては1割、1億の嵩上をして村の負担はそれだという事でした。で、今回のルールですと、5億に対する過疎債の借入の7割は交付税でバックしますけれども、3割は実質負担となるという事で、5億に対して3割を掛けると1億5千万実質負担になるというふうなことでございます。それと、従前のやり方とは5千万村の負担は多いといった中で、漁協さんの負担は、4億円少ないというふうなことになる訳でございます。冒頭にお答えしましたのは、そういったことも踏まえた中で、その部分をどういうふうにいただけるものか、あるいは、その漁業振興のための別資金として、こう使っていけるような取組みになるものかといったようなことを、漁協さんと、議会さんと村で相談をして中で今年度中に方向づけをできればなあというふうなことで考えさせていただいております。で、戻りますと、利用料金制の指定管理で行う場合、特別会計は、そういった償還部分のことだけ、あとは若干その建物への保険、村が掛けなければならないので、その部分だけの使用料になって、運営に対して赤字になったから、黒字になったからということで、出したり戻したりというふうなことは無い取り組みがいいのかなあというふうなことで考えさせていただいております。あと、水揚げとのリンクですけども、近年のようにどんどん下がるときもあるし、また上がる時もありますし、やっぱりそこらは海のことですので、確定的なことは言えないわけですけども、今策定をされているその「浜の活力再生プラン」の中で漁協さんも考えていて、まあ5年間で0.4%くらい増と、みたいなことになる訳ですけども、そういった中で、それを上回る増をうちで工夫をしてやっていく中で取り組んでいきたいというふうなことで考えさせていただいております。

議長
大上智議員

4番大上議員。

ええとただ今答弁されてましたけども、なかなかそういう使用料を徴収のあれは今のところ考えはないと。なかなか公設民営ということで、その村長の考え、あの初めてというか、ああそういうもんなんだなあと思ってお聞きした訳ですけども、そうすれば、その公設っていう部分のあの施設管理っていうか、あのかかった部分、極端に言えば簡単な話し消防の点検とか、あとは設備の点検とか、そういうのはまあ一切その漁協での手数料で賄うっていうような考え方ってことですね。はい、分かりました。ただ、こういうのはなかなか私が調べたあれは方法が間違ってたか、なんか初めて聞くちゅうか、いかにもこう単純ていうか、単純明快なあれもいいのかなあって気もするし、なかなか漁協さんの水揚げがある程度それに賄うような、水揚げ手数料が入ってくればそれは結構なことですけども、それがなかなか、例えば今好調なイワシ、サバとか、そういうようなまた不漁になった場合には漁協さん自体も手数料がガクツとなって、今までのような、あそこが壊れた、ここが壊れた、じゃあっていうのはなかなかあの、ちょっと難しい面も出てくるような

	<p>議 長 梶屋村長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 三船教育長</p>	<p>気もしますし、今の自然状態だったら水揚げがどのくらい変動するかっていうような面も懸念されますので、その点についてもそのどうにか村長が、そういう場合はご尽力いただいて助けて、村の水産を助けてもらいたいという思いでいっぱいでございます。それからその、一応今の計画段階で、漁協のそのこれからの今後の収支計画っていうか、市場の建設するに当たってその漁協の収支、水揚げ高からなにかがあれと、村のその収入、村ではその計画段階でもそれは提示してる金額だと思うんですけど、そのへんのあれは共有してるちゃうか、今後の漁協との計画と村との水揚げ高のあの計画とは同調共有しているものか、それだけ最後聞いてみたいと思います。お願いします。</p> <p>梶屋村長。 鮮魚部門の水揚げ自体は大変難しい訳ですけども、今現在は令和 8 年度までの部分について、一応のその増減率とかその基準面に対する 0.4% 増といったようなことで予定をしているというふうなことです。その後、ずっと市場の経営は続くわけですね。それもまた 5 年先のものが、令和 8 年度にまた 5 年先のものがプランとして出てくるということの予定でございますので、その中でしっかりと議員お話しの方の心配等々の相談をしてまいりたいと、いうふうに思います。</p> <p>4 番大上智議員の 2 項目目の一般質問を許します。 4 番大上智議員。 普代村の子育てについて。で、 2 番目の質問は普代村の子育てについてでございます。「普代村の宝」である子供達の健全な育成に供する教育環境整備については、コロナ禍でもあり、なかなか内容を把握出来かねていることから以下について伺います。</p> <p>1 番、現在、村においては「放課後子ども教室」を開設しておるわけですが、その理念・内容はどのようなものか。 2 番、ラブ地球村グローアップ事業の中の、現在休止となっております海外派遣事業と、学官連携事業の追手門学院大学への小学 5 年生派遣事業についての村の見解を伺います。</p> <p>三船教育長。 議長のお許しをいただきましたので、4 番大上智議員の「放課後子ども教室」の理念・その内容と、ラブ地球村グローアップ事業の今後の方向性ということについて、2 つの質問についてお答えいたします。</p> <p>1 つ目の、放課後子ども教室の理念・内容についてのご質問ですが、「放課後子ども教室」は、平成 19 年度から、文科省の主導でスタートしております。それ以前の 3 カ年は子どもたちに関わる重大事件の続発や、青少年の問題行動の深刻化、地域や家庭の教育力の低下等の緊急課題をその背景に、「地域子ども教室推進事業」が実施されてまいりました。 放課後子ども教室は、今申し上げたようなことを背景に、放課後や週</p>
--	--	---

	<p>末、長期休業等に、地域の方々を指導者として、子どもたちの活動拠点、つまり、子どもたちの居場所を確保し、安心して学習、スポーツや体験活動、あるいは地域住民との交流活動等を行うことをその理念・内容としております。</p> <p>対象は、厚生労働省管轄の学童保育が、日中保護者が家にいない家庭、つまり共働きの家庭の小学校 6 年生までを対象としているのに対し、放課後子ども教室は、保護者の就労状況に関わらず、全ての児童生徒が対象となります。</p> <p>次に、2 つ目のラブ地球村グローアップ事業の今後についてですが、ラブ地球村グローアップ事業は昭和 63 年から平成元年にかけて、当時の竹下登総理がふるさと創生事業として、全国の各自治体に一律 1 億円を交付したものを、本村では平成 2 年に「ラブ地球村グローアップ基金条例」を制定し、本村の人材育成、教育文化の振興等を目的に運用し、事業を展開してまいりました。</p> <p>教育委員会での当初の事業の主なものは、B & G 国内・国外海洋体験セミナー、中学生国際交流研修、村民海外派遣研修の 3 事業でしたが、平成 21 年は新型インフルエンザの流行、23 年度からは東日本大震災の影響でそれぞれ中止となりました。B & G 国内・国外海洋体験セミナーは平成 23 年度をもって B & G の方で事業終了ということになっております。</p> <p>中学生の国際交流事業につきましては、平成 17 年までは 3～4 名程度の中学性をアメリカに派遣しておりましたが、平成 18 年、19 年はそれぞれ 1 名、それも当初応募がなく、再募集で何とか派遣者を確保したという状況でございました。生徒の減少も相まって、以後参加希望者がなく、また、一部の生徒のみに資金を負担することや、実施による成果への疑問等が問われ、この事業も休止といたしました。</p> <p>それに代わり、平成 28 年度から追手門学院との学間連携による交流事業をラブ地球村グローアップ事業で実施し、小学生 5 年生全員が夏休みを利用し、追手門学院に出向き、交流事業を実施してきましたけれども、令和 2 年度、新型コロナウイルス感染症拡大により令和 4 年度までの 3 年間は中止となったことはご承知のとおりでございます。</p> <p>交流事業の今後について、令和 4 年度に追手門学院側と協議した結果、受け入れ先の追手門学院中高等学校の体制の変化によりまして、交流事業を実施する環境が整わなくなったこと、更には、受け入れ先のスケジュール調整が困難となる事などの理由から、双方理解の上、交流事業を休止することになりました。</p> <p>今後の事業としましては、子どもたちの安全を確保しつつ、意義ある事業の促進を展開したいと考えております。</p> <p>まだ、検討段階ではございますけれども、いわて県民計画で目指す「岩手で活躍する人材の育成」の中で、例えば、医師や消防士、エンジニア</p>
--	---

		<p>等々あらゆる分野から講師を招き、職業の多様性、社会の仕組み等の理解を深めまして、子どもたちが新しい知識を得るだけではなくて、異なる視点や価値観を理解し、自身の興味や将来の選択肢を広げる一助となるよう、興味を持てるような事業ができないものかと、模索中でございます。</p> <p>まだまだこの先、どのような事業を展開していくのかは未知数ではありますが、教育委員会のみならず、全庁を挙げての取り組みも視野に、十分に検討を重ね、事業を継続していくこと大切と思っておりますので、この点ご理解いただきますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。</p> <p>4 番大上智議員。</p> <p>再質問というか、お聞きします。もし可能であるならば、この放課後子ども教室の拡大事業化を考えて、これももしかしたら、現在地域おこし協力隊の小松聖さんが実践しているかもしれませんが、あくまで子供の自主性を重んじた遊び的要素を多分に含む子供のサードプレイスの場所での、自由な環境の中で、例えば街の学校にはない、折角の自然に恵まれている環境を有効活用し、自然体験教育の実践のため、専門知識のある地域おこし協力隊を募集し、子ども教室の公営塾を開設し、また、長期休暇中には、特設的な海の学校、山の学校を大学生等を臨時講師として招聘して開設し、生物の名前生態を学ばせたり、また英語塾開設等でこれからの益々グローバル化と思われる世界を生き抜くための基礎力を蓄えさせることができる、普代村独自の特色ある子ども教育塾の開設を利用頻度の低い元村等の公営施設を利用し、進めるべきだと思いますが見解を伺います。また、昨今のインバウンドの増加等で、示されるように、海外の見識を深めるため、児童生徒の海外派遣を再開すべきだと思いますが、見解を伺います。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 三船教育長</p>	<p>三船教育長。</p> <p>ご提案ありがとうございます。まああの子ども教室でございますけれども、村民の皆さまの力を借りて運営するというのが大前提でございます。児童クラブについては、専門のコーディネーターが着かなければなりません、住民の皆さまの力を借りてやっていると。ただそのスタッフとしてどうかということにつきましては、まあそういう方を募集するかどうかは別としまして、今お話しされたような、今現在普代にいる協力隊の皆さまからもご協力いただきながら、事業を展開できることは考えてもいいかなと、今議員のお話を聞いて思ったところでございます。またこの中学生の海外派遣につきましては、今後も継続すべきと言いましたけども、これはちょっと検討をしなければならぬなあということもあります。先ほど答弁でもお話しされましたように、その個々の部分にそれだけお金をかけていいのかと昔の反省会の中で出されておりましたので、どういったことが可能なのかということも含めまして、先ほど</p>

	<p>議長 大上智議員</p>	<p>も言いました、いろんなことを今から考えていかなければならないというふうなお話をさせていただきましたけども、そういうことも含めまして、議員のお話しも含めまして、検討を進めていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただければと思います。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>私今、いろんなことをどうして述べたかと言いますと、自分のこれまでの人生っていえば大袈裟になりますけども、なかなかこんなに自然に恵まれていた環境で育ったわりには木の名前とか、あとは花の名前とか、草の名前とか、あとは山菜の名前とかあまりこう、折角の自然の中で育ったわりにはあまり覚えてない、知識がないというか、それを海のことに関しても、この海藻はなんなのか、この岩に生えている海藻の名前は何だろうとか、魚はどうやって生活してるんだろうとか、そういうのをこう折角のこの環境を生かしてあの、なかなか都会の子どもたちにはあの学ぶことはできないことを、もっともっと学ばよかったなあと、自分自身の経験からの質問でしたので、その辺をご理解いただいて、とにかくその折角のあれを、村の子どもたちがなかなか自然に対しての教養というか、それは都会の子どもたちにはない強みがあるかと思しますので、是非あの今後教育委員会でも、私ような大人を造らないためにも少し力を入れてもらいたいと思いますのでその辺お願いしまして私の質問を終わります。ありがとうございました。</p>
	議長	<p>答弁はよろしいですか。</p>
	議長	<p>（「はい、よろしいです」と大上智議員）</p>
	議長	<p>以上で、4番大上智議員の一般質問を終わります。</p>
		<p>次に、8番齊藤正明議員の一般質問を許します。</p>
		<p>8番齊藤正明議員。</p>
	齊藤議員	<p>8番齊藤です。</p>
		<p>1項目、漁業者の就漁活動への支援について。</p>
		<p>漁業の振興であります担い手の確保・育成対策は喫緊の課題であります。漁業者の高齢化、後継者不足、水揚げ量の減少、原油価格の高騰、自然環境の変化等、なにひとつとっても、漁業を取りまく環境は大変厳しくなっています。若年者の新規参入に繋げるためにも、漁家子弟を含め、漁業就業を希望する者が増加するよう取り組んで漁村を活性化させていくことが必要だと考えます。次の2点について伺います。</p>
		<p>1点目、漁業者育成協議会では、漁業を志す方の就漁の支援を行っています。漁業者の担い手育成支援をどのように捉え、支援と対策を講じてきたのか現状とその成果について、お示し願います。特に、漁家子弟の内容については、工夫を凝らせて漁業の魅力を伝えていただき、前向きに検討し、漁業をやりたい人を増やすためにも、新規就業者の独立を地区全体で支えていく仕組みづくり体制整備と、併せて取り組みの必要があると思います。このため、漁業者育成補助金の漁家子弟の補助金を</p>

	<p>議長 榎屋村長</p>	<p>新規と同等額か、あるいは補助金の引き上げを行うなど、支援内容の追加や見直しが必要と思いますが、これについての見解を伺います。また、漁業者の担い手確保・育成対策として、県の基金事業があると聞いておりますが、この事業内容とその活用状況について伺います。</p> <p>2点目、自然災害など、災害にあったときに、損失が補てんされる制度は、漁業者に、必要不可欠な制度だと聞いております。この漁業共済掛金の助成は担い手確保・育成対策として、漁業への新規就業と後継者の育成に力を入れる対策のためにも、是非とも助成支援を行う必要があると思いますが、村長の考えを伺います。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>齊藤議員の、漁業者の就漁活動への支援についての、質問にお答えをします。</p> <p>まず、どういう取り組みをとったような事、それから実績をとったようなことをございますけれども、議員お話しのような趣旨のニーズに応え、また村のまさに基幹産業、メインエンジンたる漁業、これの活性化をさせていくためにその協議会を作って新規就業者の育成等に取り組んでいるというのが主な事業でございます。で、その実績につきましては、平成28年から、令和5年、今年の、来年令和6年4月ですか、来年の4月までに15人の育成を終了するというふうな予定になっております。現在は、11名がすでに今年の4月までで終了しているというふうなことでございます。新規、全くの新規がその15人のうちは、6人、そして漁家子弟が9人というふうなことでおります。それからあの、育成補助金の漁家子弟分の見直しの件でございますけれども、各市町村の育成期間中の全体での支援額について調査をしてみました、その状況ですが、田野畑村が540万円、釜石市は388万円で、この中には漁協負担3割が入っていると。それから大船渡市は170万円、これも漁協負担が3割入っていると。それから野田村は、雇われるタイプの新規の子弟に対しては120万円、それから自分で何だ、漁業そのものを自営でやっていくというタイプには276万円ということです。で、本村は96万円をやっているということです。山田町は30万円、それから洋野町は20万円、で、あと沿岸には12市町村あるわけでございますけれども、陸前高田、岩泉、宮古は漁家子弟は対象外、更に久慈市と大槌町はその助成補助金制度そのものがないと、やっていないといったような状況にあるものでございます。</p> <p>で、本村の子弟分の96万円でございますが、最初の12カ月、1年間が月5万円、続く12カ月が月3万円を支給としておるというふうなことでございます。で、この制度を作った経緯でございますけれども、震災後に運用されてきておりました国の制度が、終了するといったようなことから、村が協議会を立ち上げ、村の単独費で継続をしてきたということでございます。支援額につきましても、当時の国の制度を参酌した中で</p>
--	--------------------	---

予定・決定をし、現在に至っております。また、96万の支援のほかに、家賃の半分で、月額2万5千円上限とする家賃補助も行っておりますし、それから研修の受講料助成も行っておりますというふうなことでございます。

で、あの見直しの件にお話しございましたけれども、当初の形が国の制度の廃止への激変緩和措置ということで、私どもは5年間程度で終了といったようなことも想定をした中でございましたが、議員さんもお話しのとおり、漁業者確保の重要性といったようなことに鑑みまして、継続をしてきているというところでございます。また、支援額の設定段階では、後々は漁協さんの負担もやっぱり、最終的には漁業者になるんだから、漁協さんの負担もあって良からうということで、先々はそのことについても検討しましょうといったところもございました。で、そういった中で動いてきてるんですけども、現在まで、協議会の中では、その額を見直しましょうといったようなことの話がなく、まずその5年を過ぎて重要な取り組みなので、継続をすること、継続運用が最優先というふうな形でここまできているというふうなことでございます。

で、あの見直しについて、村の考え方でございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、沿岸の12市町村の支援額、まちまちでございますし、その差も大きいといったようなことでございます。特に沿岸市町村の6割、7市町では助成そのものがないといったような中で、本村の支援を急いで、議員さんおっしゃるように例えばその新規と併せるには168万円アップし、増減率で言いますと2.7倍にして、264万に改定をすべきかといったようなことには非常に苦慮するところというふうに思っております。また、先ほどお話ししたように、28年度から、漁家子弟の支援分、7年間で8人終了しておる訳でございますけれども、残りあと1人が、来年の4月ですか、ん、今年の11月ですね。今年の11月で終わる中にございますけれども、その以後、この制度を運用していった際に、また新たに募集した人に対して、前の方が96万なのに、変えてって120何万に、200何万になったのか、そこのバランスのことも考えていかなければならないといったようなことでございます。いろいろ課題等ありますけれどもそういったことを、終期のこと、いつ終わりにするのか、あるいはリセットして支援額等を見直して、あるいは制度の中身等についても見直していくのかといったようなこと、更には、漁協さんの負担があるべきか、といったようなことを含めて、いろんな意見交換、意見を協議会の中で聞いてまいりたいと、そして検討してまいりたいというふうに考えさせていただいております。

また、支援内容の追加、お金だけでなく、といったような話しもあったように存じますけれども、例えばその、漁具などの準備への支援なども考えられますけれども、最終的には、全く新規の漁業者、そして漁業、漁家の子弟の新規への支援、更には苦しさを増す今の漁業環境の中で、現

役漁業者への支援をどうするのかと、そこらのバランス、そして、それら全体の負担の在り方、村だけでいいのか、関係団体もすべきなものなのかといったようなことをやっぱりこの支援内容のことについても関わりますので、協議会の中で話題にしまいたいというふうなことで考えさせていただいております。

また、県の基金の関係、基金事業についてのお話しもありましたが、メニュー的には、いずれあの小中学生・高校生を対象とした漁業体験学習等の活動の支援とか、新規漁業者間の情報交換や先進漁家・企業・市場等での研修活動の支援、あるいは成年漁業者グループが行う研修・研究・交流活動といったような主にソフト事業の支援といったようなものが、県では行われているというふうなことでございまして、本村でも、海づくり少年団関係の一部についての活用をさせていただいたこともあるといったようなことでございます。

それから、次に、漁業共済掛け金の助成についてでございますけれども、議員さんお話しのとおり、漁業者が不漁に見舞われたり、自然災害等により損害を被ったときなどに、「相互救済の精神」の基での、共済の仕組みにより、その損失を補填し合い、再生産の阻害の防止や、経営の安定化を支え合っていくというふうなこと、現下のその漁業関係の状況をみましても、益々にも重要な取り組みというふうに思っております。その掛け金の助成につきましては、国においても、積立プラスなどへの支援も含め、実施しているところでございますし、本村の漁協さんにおいても、独自の取り組みを行っていてもいるやにお聞きをいたします。

そういった中で、村において、漁業者が活用されてございます、漁業共済、あるいは…漁獲共済ですね漁獲共済、あるいは特定養殖共済、で、これは漁業者自らかあれですけども、組合なのか施設共済への加入などの状況、そして強制のものも、みんな一緒に入らなければならないものもあるでしょうし、それから任意で掛けれる人だけ掛けるといったようなこともあるというふうに思いますので、そういったこと、更には掛金は実際どの程度の負担をしているのか、実際の漁家の負担割合といったようなことを、詳細に把握をできていないといったのが現状でございます。今後その助成についての検討を行っていく場合には不公平感がない、掛けれる人だけ掛けてるのに対して、村が上乘せ補助をするといったようなことではないような適切な仕組み造りといったようなことが極めて重要ではないのかなと思っておりますので、まずは担当課において、現状の把握と漁協さんなどから、もろもろの課題、あるいは助成への意向などを確認してまいりたいというふうに思っております。

そして、最終的には、単発的に、あの助成を、この助成をとなっていくことも、よい結果を生み出さないものとも考えますので、一時的なものなのか、長期的な対応をやっていくものなのか等々を含めた、方向づけをしっかりとできるように漁協さんとの負担スキームを含めた役割分

	<p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 榎屋村長</p> <p>議長 齊藤議員</p> <p>議長 榎屋村長</p>	<p>担のこともよく考え検討した中で取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p> <p>いずれ、議員さんからの折角のお話しですので、改めてこの共済制度への分を含めまして、各助成事業を、について、全体的な検討を深めさせていただくということでご理解をお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。</p> <p>8番齊藤議員。</p> <p>答弁いただきました。この漁業就業者の育成の中で11名の方が終了している訳ですけども、新規漁家子弟の割合としてはまあ漁家子弟の方が多いと聞いておりますが、この中で新規就漁の方々については、あの支援の状況はどのようになっているか。また、これからの継続の、は、どのようにしていくか、そこらをちょっとお伺いしたいと思います。あと、漁家子弟の関係で、あのできれば、あの新規と同等ぐらいに検討頂ければと思いますが、そのへんも併せてお伺いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたします。まず、今まで取り組んでいる、現在も取り組んでおりますけれども、その15名の中での割合でございますけれども、全くの新規の漁業者というのが6人、漁家子弟といったものが9人、併せて15人といったような状況になってございます。そして、その新規については、全くの新規については、3年間で264万円というふうな支援になるようになっております。そして、漁家子弟ですね、いわゆる後継ぎとかそういうことの部分は、96万というふうな形になっておるところでございます。もし、不足してる部分があったら、また再度ご質問いただければと思います。</p> <p>8番齊藤議員。</p> <p>この新規の方々、特にあの金がかかる、負担が大きいとか、あと技術的にも必要期間が長いとか、あと個人対応の困難、ていうかまあそういったことも含めて、あとあの資材とか環境、あとあのまあ漁業権の関係はまあいい訳ですけども、この船とか、資材、生活環境そういったものを含めて、環境の方の一体の整備支援の方も併せて継続して今後も取り組んでいただきたいなあとと思います。一言お願いします。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>お答えをいたします。いずれあの当初の、何と言いますか、想定を超えて、取り組んで継続していることは、その通りあの議員さん方も今もご指導いただいたように、漁業者の補充っていうか、新しい漁業者も含めて、しっかりと担い手を作っていくといったようなこと、重要ということで、今後も継続をさせていただくといふようなことでございます。そういった中で、その今までの支援が、今後もどうなるかそこもこう変えることも96万をたとえば264万に同時にこう上げていった場合にこう緩和とか、そういったことについて、こう議論をした中で取り組んでいき</p>
--	---	---

	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>たいというふうに思います。そして、暫くコロナの関係もあって、その協議会、対面で開いてないのも現実でございます、書面議決でというふうなことでできておりますので、そろそろ、そういったお話ししたような話題も含めて、しっかりと協議会の中で協議を再開をしていく中で、できれば議員さんお話しのように継続をしていく。そして、見直しについても可能なものは取り組んでいくといったようなことで、考えさせていただきたいと思います。</p> <p>8 番齊藤議員の2 項目目の一般質問を許します。</p> <p>8 番齊藤正明議員。</p> <p>2 項目目でございます。高齢者の移動・送迎支援について。</p> <p>本村においても、人口減少や高齢化、子と同居する世帯の減少などにより、移動手段の確保の必要性の変化に対応した体制・仕組みづくりが重要と考えます。</p> <p>高齢者の買い物、医院への通院など交通機関が必要となります。高齢化が進む中で、一人ひとりが求める交通の形も違いますが、現在の公共交通と福祉交通の中間の連携が必要と思います。今後は、超高齢化社会に見合った幹線・生活・福祉交通の移動支援の対策を目指していくことが重要と考えます。村としても、介護保険制度における移動支援の導入の利用とか、国の制度も活用している仕組みの取り組み状況等について伺います。</p> <p>また、免許を持たない高齢者等の方々に対して、家族からは「村外等への通院する際には、移動と送迎は非常に大変です。」という声を聴いております。この対応するためにも、送迎の介護サポートの連携を含めて対応が重要だと考えます。このことから、高齢者の生活支援と家族への支援強化のためにも、最適な移動・送迎支援を見直し、移動手段確保の必要性が増していることから、今後の取り組みの方向性としての、村長の考えを伺います。</p>
	<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。高齢者が安心して暮らすことができる社会を実現するために買い物や通院などの、日常生活を支える移動手段の確保は重要な施策のひとつであります。令和3 年3 月に策定した本村の第2 期普代村高齢者福祉計画のアンケート調査におきましても日常生活の困りごとに、移動手段の確保が課題として挙げられ、村に求める施策では、介護者に対する家族への支援が上位に挙げられてもいます。高齢化率の上昇や、高齢者世帯の増加に伴い、移動支援が必要になる方は増加してまいります。議員お話しのとおり、公共交通と福祉との中間連携や幹線・生活・福祉交通の移動手段対策は今後さらに必要になる課題というふうなことで考えさせていただいております。このような状況を踏まえまして、村では一昨年度、令和3 年度から、公共交通と福祉の中間を連携補完するための、高齢者のタクシー助成制度を創設いたしまし</p>

	<p>議 長 齊藤議員</p>	<p>て、日常生活における移動支援を行っており、今年度は制度を拡充し、利用範囲を村内から久慈管内に拡大するとともに、距離加算を加え、高齢者の移動確保における利便性の向上とご本人、ご家族の経済的負担軽減を図っているところでございます。また、公共交通機関での外出困難な方への移動支援を行っている、福祉有償運送では、今年度福祉車両 1 台を更新する予定としてございまして、乗車定員を車いす 1 台から 2 台仕様といたします。運転手や介護者などの体制を整えながら、今後増加するニーズに対応していければというふうに考えております。お尋ねのございました介護保険制度における移動支援の導入の利用と、国の制度活用の仕組みの取り組み等ではありますが、介護保険制度では、介護を必要と認められた方が利用できる外出支援サービスとして、訪問介護における通院等の乗降介助があります。制度の中には住民互助等による移動、生活サービス、生活支援サービスもありますが、提供する事業者が本村にはないため、サービス提供には至っていない状況にもございます。また、国の制度活用の仕組みの取り組み状況等につきましては、交通事業者の撤退などで、公共交通が不十分となった市町村が、国の制度等を活用して、福祉交通と一体的に運営をしている事例もあります。事業モデルや、交通制度などの調査、研究をするよう、担当課の方に現在指示しているところでもございます。次に、高齢者の生活支援と家族への支援強化のための最適な移動送迎支援の見直し、及び今後の移動手段確保の必要性、方向性についてでございますが、今年度策定予定であります地域福祉計画、高齢者福祉計画等において、アンケート調査を実施する予定としてございます。その調査結果を踏まえまして村に求める施策や地域課題等を整理し、また地域ケア会議において、個別ケースの支援内容にとどまらず、地域に共通する課題を明らかにし、今後の移動支援対策の在り方や、ご家族等へのサポート等を検討してまいりたいというふうに思っております。今後の移動手段の確保の必要性、方向性につきましては、他市町村のよき事例等をも参考にしつつ、うちの村営バスや、三陸鉄道、そしてタクシーなど、本村の交通資源を十分に活用しながら、デマンド型交通の導入検討と、福祉に寄り添った交通体制の実現を目指してまいりたいというふうなことで考えさせていただいておりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。</p> <p>8 番齊藤議員。</p> <p>答弁いただきました。特にこの高齢者の中でも、免許を持たない方々、そして例えば要支援、要介護の方々、認定を受けている方々はまあそれなりに福祉サービスを受けているわけですが、このできれば、この移動送迎支援の中で、まあ介護保険制度等も活用していただき、送迎の推進の考え方等も検討いただき、取り組んでいただければと思います。まあ社協さんの場合はボランティアで車いすの方々、まあ久慈の方に病院ですか送迎しているようですけど、それからあの福祉会の方でも、デ</p>
--	---------------------	--

	<p>議長 梶屋村長</p>	<p>イサービスなり、福祉会うねとり荘ですか、まあそれなりのサービスしているわけですが、自宅にいる方々の中で、その特に、まあこれは声を聞くんですが特にあの漁家では忙しい時期にできれば、まあ月に何回とかいうふうに、乗り合わせをしていただいて、病院の方に送迎、介護サポートも含めて、検討いただきたいという声も聴いておりますので、そこら辺の考え方をお伺いいたします。</p> <p>梶屋村長。</p> <p>お答えをさせていただきます。免許を持たない方々とか、その介護認定との関係で、介護保険との利用ができない中での通院をされなければならない方といったことの、大変さご苦労、お話しのように思っております。改めまして、今年度策定をするアンケートのなかでそういった項目を皆さまから出してもらい、そしてそれを受けて、担当課、あるいは関係部署、関係機関にその実態等を調査していく中で、何と言いますか、改善につながる、少しでもこのいろんな負担が軽減される取組みといったようなものを検討をしていきたいと思っておりますし、すでに事業モデルや、交通制度との、調査については担当課に指示をしておりますので、何とかそういったことの深堀をしてみたいというふうに思っております。であの確かにその漁業、一定期間集中して繁忙になるということではなかなかその決められた日に久慈まで送るとか、あるいは付き添うとかいったようなことも大変困難なこともあろうというふうなことも思っています。いずれそういったことも含めまして、検討をしてみたいというふうに思っております。送迎というか、患者バスは村内、その通り運行している訳ですが、それのその他市町村までというふうなことは、なかなかすぐすぐには難しい中での、着いた先でのもろもろの支援とか、費用負担であり、それから何かこうお手伝いをといったようなことについて検討をさせてまいりたいというふうに思っておりますので、議員さんにおかれましても、実際どういったあれがいいのかといったようなことを、何ですか、ご苦労されている方々の声をお聞きした中で、ご指導いただければというふうに思いますので、よろしく願い致します。</p>
	<p>議長 齊藤議員</p>	<p>8番齊藤議員</p> <p>ありがとうございます。ええとですね、まあ免許を持たない方々、あと免許を返納した方々、こういったまあ交通体系も整備もしていただき、できれば将来的にはコミュニティーとか、デマンドとか、カーシェアリングというような各地区のその忙しい時期に合わせた体制もひとつ検討、構築していただきたいなあと思います。終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>以上で、8番齊藤正明議員の一般質問を終わります。</p>
	<p>議長</p>	<p>続けてまいりたいと思いますが、よろしいですか。休憩とりますか。 （「続けて」）</p>
	<p>議長</p>	<p>続けてまいります。</p>

令和4年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について		<p>日程第6報告第1号「令和4年度普代村一般会計予算繰越明許費繰越計算書について」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>報告第1号でございます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>質問がございますか。</p> <p>(なし)</p>
普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて	議長	<p>なければ、以上で報告を終わります。</p> <p>日程第7議案第5号「普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>高井税務出納課長。</p> <p>それでは、議案第5号「普代村村税条例等の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」。</p> <p>(以下、税務出納課長説明、記載省略)</p>
	高井税務出納課長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「普代村村税条例の一部を改正する条例の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第8議案第12号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p>
一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について	川向総務課長	<p>議案第12号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」でございます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>7番森田幸一議員。</p> <p>森田でございます。</p>
	森田幸一議員	<p>この条例を廃止することについては、何か意味はありませんが、この</p>

村営北緯 40 度運動公園運動場設置条例の一部を改正する条例について	議 長	防疫手当支給された例がございますか。件数と、金額。もしあったら教えてください。
	川向総務課長	川向総務課長。 新型コロナウイルスの、治療等に係る分は、診療所では対応しておりませんので、支給の実績はございません。
	議 長	よろしいですか。 (「はい」と、森田幸一議員)
		ほかに、ございませんか。 なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 12 号「一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。
	議 長	(異議なし) ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。
		日程第 9 議案第 13 号「村営北緯 40 度運動公園運動場設置条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 菅野教育次長。
	菅野教育次長	それでは、ただ今上程されました、議案第 13 号についてその内容を説明いたします。 (以下、教育次長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を許します。 6 番松葉明人議員。
	松葉議員	今度の改正後ですね、半灯がなくなってるわけですが、半灯ができるのかできないのかお尋ねします。
	議 長	菅野教育次長。 今回は全部で 36 灯ということで、半灯というのはできなくなります。 (「はい分かりました」と、松葉明人議員)
議 長	ほかに、ございませんか。 (なし)	
議 長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 13 号「村営北緯 40 度運動公園運動場設置条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)	
議 長	ご異議なしと認めます。	

<p>普代村児童、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について</p>	<p>道下住民福祉課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>日程第 10 議案第 14 号「普代村児童、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>道下住民福祉課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました、議案第 14 号につきましてその内容をご説明申し上げます。</p> <p>(以下、住民福祉課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 14 号「普代村児童、妊産婦、重度心身障がい者及びひとり親家庭医療費給付条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p>
<p>休 憩 再 開</p>	<p>議 長</p>	<p>ここで、昼食のため午後 1 時まで休憩といたします。(11:55)</p> <p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(13:00)</p> <p>議場内が少し蒸し暑いようですので、上着の着脱は自由をお願いします。</p>
<p>令和 4 年度普代村一般会計補正予算(第 12 号)の専決処分に関し承認を求めるとについて</p>	<p>川向総務課長</p> <p>議 長</p> <p>大上智議員</p>	<p>日程第 11 議案第 1 号「令和 4 年度普代村一般会計補正予算(第 12 号)の専決処分に関し承認を求めるとについて」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>議案第 1 号「令和 4 年度普代村一般会計補正予算(第 12 号)の専決処分に関し承認を求めるとについて」でございます。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>なければ・・</p> <p>4 番大上智議員。</p> <p>4 番大上智です。11 頁の 2 款総務費、1 項総務管理費の中の 12 目「まち・ひと・しごと創生費」のふるさと納税を活用した地域産業促進事業、マイナスの三角の 2634 万 4 千円とありますけども、これ実績による減という説明ですけど、これ活用ていうか、これだけ業者さんが活用しなかったって言う事ですか。そのへんの理由をちょっとお聞かせください。</p>

	<p>議 長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>佐々木政策推進室長。 11 頁、2 款 1 項 12 目「まち・ひと・しごと創生費」のふるさと納税関係の歳出事業の減額ですけれども、活用しなかったということではございませんけれども、そのここにあるところですよと、例えば報償費ですよ、返礼品を調達する費用、それから役務費この二つが減額が大きいんですよけれども、役務費というのはおもに送料という事になります。で、3 月 31 日まで切れ目なくずっと寄付をいただいて、業者さんからの仕入れ、支払い。それからあと、発送に関しましてはその月末締めでその翌月のまあ 4 月の後半の方に支払いが入ってくるものですから、どうしても確定ができないという部分の中で、若干余裕を見て、足りなくなるわけにいきませんので、余裕をみて取っていた部分を実績に合わせて整理したという事であります。</p>
	<p>議 長 大上智議員</p>	<p>4 番大上智議員。 そうすれば、3 月 31 日現在で一応まあ補正予算でマイナスの 2600 万という事は、その年度を超えての翌月払いのなんかがまだ全部がないからそれだけ補正予算でマイナス 2600 万という数字が出たというふうに理解してよろしいですか。せつかくねえあの、ふるさと納税をしてもらって、それ活用して地域の産業を促進しようというので、なかなか 2600 万のあまったといえばあれだけでも、減ていえば、せつかくあの地域のあれを、産業を盛り立てようとしてるときに 2600 万の減というのはちょっと納得いかない面があったんですけど、そのまだまだ遅れてる支払とかそういうのがあるから、3 月 31 日現在の実績というので、こういう格好、数字になるんだよっていうふうに理解してよろしいのでしょうか。</p>
	<p>議 長</p>	<p>(「はい」と、佐々木政策推進室。) (「わかりました」と、大上智議員)</p>
	<p>議 長</p>	<p>よろしいですか。 (「いいですか、課長もらえるならもらって」と、大上智議員) (「でははい、議長」と、佐々木政策推進室長)</p>
	<p>議 長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>佐々木政策推進室長。 その通りでございます。3 月 31 日で締めまして、その次の支払いが出納整理期間の間にあるということでございますので、どうしてもこのタイムラグの部分で減額っていうのが出てまいります。その分、マイナスというか、使ってないという事ではなくて、そのどうしてもいくら出るか、いくら寄付をいただけるか分からない中で、若干余裕は取らせていただいているという事で、少く額を大きく入れておりますけれども、先ほどの送料ですとか、そういった部分の支払いのずれがあるという部分でご理解いただければと思います。</p>
	<p>議 長</p>	<p>(「わかりました」と、大上智議員) ほかにございませつか。 (なし)</p>

議 長 森田議員	<p>7番森田幸一議員。</p> <p>一般の8頁16款1項1目1節かな。土地建物貸付収入593万。この説明をちょっとお願いします。</p> <p>(「59万3千円」)</p> <p>ああ、嘘だ59万3千円の内容をちょっとお願いします。</p>
議 長 川向総務課 長	<p>川向総務課長。</p> <p>これもある程度分かってた分で、早めにこう調整すればよかったんですけども、毎年入ってる部分の調整分が遅れてしまったという事での額になります。50万円分につきましては、緑区のNTTの土地の貸付分についての50万円と、そのほか、建設業者等にですね用地等を貸し出した場合の土地代部分が計上されておるものであります。</p> <p>(「あともうひとつ、すみません」と、森田幸一議員)</p>
議 長 森田議員	<p>はい7番。</p> <p>一般の9頁。諸収入で、20款5項3目3節ですか、雑入。その他の雑入、住民福祉課の88万6千円のこの内容を説明お願いします。</p>
議 長 道下住民福 祉課長	<p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。9頁の20款5項3目その他雑入。住民福祉課分でございますが、こちらにつきましては、いろいろ項目があって、この金額にはなっております。ひとつに後期高齢者医療のですね、その返還分というのが毎年あるんですけども、そちらの雑入分がこの主なものになります。そのほかにつきましては、いろいろ住民福祉課、地域包括支援センター等で、教室事業などですね、健康教室とかそういったものでの参加料とか、そういったものも頂戴しておりまして、その積み重なった部分がですね、少し大きくこの歳入として出ておりました。以上です。</p> <p>(「はい、わかりました」と、森田幸一議員)</p>
議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
議 長	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「令和4年度普代村一般会計補正予算(第12号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第12議案第2号から、日程第14議案第4号までの「特別会計補正予算」の3件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>

<p>令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて</p>	<p>議長</p>	<p>(異議なし) ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。 日程第12議案第2号「令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」 日程第13議案第3号「令和4年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについて」 日程第14議案第4号「令和4年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについて」 以上3件を、一括議題として上程いたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。</p>
<p>令和4年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについて</p>	<p>川向総務課長 議長</p>	<p>一括上程されました、議案第2号から議案第4号につきまして順次説明をさせていただきます。 (以下、総務課長説明、記載省略) 提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 それでは、議案第2号「令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」の、質疑を許します。 4番大上智議員。</p>
<p>令和4年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算(第6号)の専決処分に関し承認を求めることについて</p>	<p>大上智議員 議長 道下住民福祉課長</p>	<p>4番大上です。4頁の4款1項1目2節の特別交付金、マイナス5百とびとび9千円とありますけども、これ、その特別交付金の減額の理由とかそういうのは分かっているもんなんですか。これは当然国保財政調整基金からの繰入でまあ補っているような格好ですけども。減額の理由というのは、示されて減額されているんですか。そのへんを教えてください。 道下住民福祉課長。 お答えいたします。4頁の4款1項1目の特別調整交付金の500万の減額でございますが、大変申し訳ございません、実はこのええと予算を計上する際に、過大に見積もった交付金がございます、その3月31日を確認をしたところですね、その分の交付金が入らないという事で、積算の誤りという事から、今回この交付金を500万ほど減額をさせていただきました。 (「はい、わかりました」と、大上智議員)</p>
	<p>議長 議長</p>	<p>ほかに、ございませんか。 (なし) なければ、質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第2号「令和4年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第5号)の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>

	<p>議 長</p> <p>大上智議員</p> <p>議 長</p> <p>大村建設水産課長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>議案第 3 号「令和 4 年度普代村簡易水道特別会計補正予算 (第 6 号) の専決処分に関し承認を求めることについて」の、質疑を許します。</p> <p>4 番大上智議員。</p> <p>5 頁の 1 款 1 目 1 項の 12 節委託料のマイナス 642 万 5 千円のところですけれどもこれは、減額の理由ていうか、つまり見積額ていうか思ったよりそんなくらの経費がかからなかったという事ですか。これはまあ、あとからの分を見ても、ほかの特別会計の分も同じようなあれで、マイナスの計上になってるわけですけども、これは当初の見積額がちょっと多く見積もったってというようなことで理解してよろしいんでしょうか。あの公営企業会計システム導入業務ですか、それに関しての委託料ですけども。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>5 頁の公営企業委託費、5300 万と、1100 万。あ、530 万と 110 万です。の分ですけども、減額としましては当初繰越の予定で進めて、3 月ギリギリで工事が完了したという事で、今回専決で落とさせていただきましたが、この落とした、減額になったものについては、当初見込んでた予算より、執行残と言いますか、金額が低い金額で請負を請け負っていただけたという事で、その分を減額しております。</p> <p>(「はい、以上です」と、大上智議員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 3 号「令和 4 年度普代村簡易水道特別会計補正予算 (第 6 号) の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>次に、議案第 4 号「令和 4 年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 6 号) の専決処分に関し承認を求めることについて」の、質疑を許します。</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 4 号「令和 4 年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算 (第 6 号) の専決処分に関し承認を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>
--	---	--

令和5年度普代村一般会計補正予算(第2号)	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり承認されました。</p> <p>日程第15議案第6号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第2号)」を、議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>川向総務課長。</p>
休憩	川向総務課長	<p>それでは、上程されました議案第6号についてご説明いたします。</p> <p>(以下、総務課長説明、記載省略)</p>
再開	議長	<p>提案理由の説明が終わりましたが、2時15分まで休憩をいたします。</p> <p style="text-align: right;">(14:09)</p>
	議長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。</p> <p style="text-align: right;">(14:15)</p>
	大上智議員	<p>先ほど、提案理由の説明が終わっておりますので、これより、質疑を許します。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>何件かお伺いします。11頁の2款1項5目の財産管理費の中の12節委託料。これの夜間警備業務とありますけれども、これの説明と、あとは同じく2款1項5目の財産管理費の中の27節操出金。これの土地購入見込、水道用地、診療所用地とありますけれども、これの診療所はわかるんですけれども、以前説明があったかもしれませんが、水道用地の場所とか、あとは面積、単価、あとは購入時期等をお伺いしたいと思います。それから同じく11頁の2款総務費1項12目「まち・ひと・しごと創生費」の中の、結婚新生活支援60万を計上してありますけれども、これはまあその60万の1件か、30万2件か、それから一応なんかあのこの目安についていうか、用途が、支払、支援の用途が立っているのかお伺いします。それから18頁の8款土木費2項1目道路維持費、14節の工事請負費マイナス3000万になってますけれども、多分これは国庫補助金がマイナスになってますので、その関連だと思えますけれども、この事業の見直しをするというようなことですが、どのような見直しを行うものかお伺いします。それから最後に20頁10款教育費5項1目の保健体育総務費。これも議運かなんかの説明があったかもしれませんが、この地域おこし協力隊の受け入れ事業についてもうちちょっと詳しい説明をお願いしたいと思います。以上です。</p>
	川向総務課長	<p>川向総務課長。</p> <p>5目の財産管理費の夜間警備業務委託料の部分でございます。この分については、当初見積もりをもらった分につきましても、から約10万5千円ほど増額しておりますけれども、物価高騰等の関係やら何やらで、この部分について業者の方より値上げをして欲しいというご依頼がありまして、この部分につきましても、若干のその部分の要請に対してその分を増額しておったものでございます。あと、財産の方は・・・</p>

	<p>議 長 大村建設水産課長</p>	<p>大村建設水産課長。 それではあの、11 頁の財産のほうですけども、水道用地という事で場所はですねあの、旧分署があったとこの奥にある、太田名部の水源施設がありますが、それに隣接した土地になります。1500 m²ちょっとになりますが、単価としましては、周辺の宅地の評価額に、相当の単価を今予定しております。大体 5000 円ちょっと。m² 5000 円ちょっとというかたちになるかと思いますが、その単価での購入を考えておるものでございます。支払いにつきましては、議会で認めて、お認めいただいて、速やかに契約と、支払いの準備を進めて、今月のうちにはできれば支出まで終えたいという予定としております。それともう 1 件、あのちょっと私の分になりまして、8 款の工事請負費の 3000 万ほどの減、事業の見直しの中身という事でございますけども、国の内示の方が大体 3 割程度しか補助が付いてこないという状況の中で、全ての延長をとると財源がどうしても不足してしまいますので、見直しとしましては、その延長で区切りがいいところでカットするという感じでの見直しを今想定しております。</p>
	<p>議 長 佐々木政策推進室長</p>	<p>佐々木政策推進室長。 11 頁 2 款 1 項 12 目「まち・ひと・しごと創生費」の結婚新生活支援事業補助金の関係でのございます。目安とそれから支援の用途ということでございますが、こちらの内容の方ですけども、地域の少子化重点対策という事で、国の交付金のほう、活用いたしまして、3 分の 2 補助という事になりますが、60 万円計上させていただいております。対象経緯につきましては、従前の説明通りということになりますが、議員お話しのとおり、こちらの要件の方が、ご夫婦ともに 29 歳以下の場合は 60 万円上限。それから双方どちらかが 30 歳以上の場合は 30 万円がございますので、60 万円の 1 件、もしくは 30 万円の 2 件でこちらのほう計上させていただいているところでございます。用途という事でございますが、今回の補正予算の中で、お認めいただいたのち、要綱ですとか諸手続き進めまして、こちら結婚新生活という事ですので、住民福祉課の結婚の窓口ですとか、そういった辺りでの周知を図って、活用を図ってまいりたいというふうに頑張っております。</p>
	<p>議 長 菅野教育次長</p>	<p>菅野教育次長。 お答えします。20 頁から 21 頁の 10 款 5 項保健体育総務費、ちいきおこし協力隊受入事業についてでございますが、まずあの、はまゆりスポーツクラブのクラブマネージャーをされていた方が、ちょっと家庭の事情で急遽退職することになりまして、それでそれまで村の会計年度任用職員の募集でもなかなか応募がない状況でありますので、あったものですから今回は、このクラブマネージャーの業務として、会計ですとか、施設管理とかそのクラブ会員の会員管理とか、指導者との連絡調整といった、今までやっていただいた業務のほかに、健康づくりですとか、ス</p>

	<p>議 長</p> <p>川向総務課長</p> <p>議 長 大上智議員</p> <p>議 長 佐々木政策推進室長</p> <p>議 長 金子議員</p>	<p>ポーツ振興などを指導できる方を広く募集してみようという事で、今回予算を計上させていただきました。募集は今回は1名で、年齢は20歳以上、4月1日現在で20歳以上の方で、性別は問わないで募集したいなあというふうに考えております。ええとそうですね、目標とすれば7月、これから募集を掛ける訳ですので、7月から8月くらいに採用できればいいなあというふうに、事務を進めたいと考えております。以上です。</p> <p>(「診療所の関係、用地」と、大上智議員)</p> <p>土地の関係ね。</p> <p>川向総務課長。</p> <p>失礼しました。診療所の関係ですけれども、地権者の方3名おる訳ですけれども、その方1名の方の用地になるものでございます。ある程度交渉等は進んできておりますけれども、そこらの宅地の坪単価、面積はさきほど申しあげましたように、2380㎡。約723坪ほど。近隣の土地購入を行った単価で、での購入を見込んでおるものでございます。以上です。</p> <p>(「購入時期、つうかまだ」と、大上智議員)</p> <p>これから用地交渉の方、進めてまいりますので、時期の方はま、これからという事になりますので、年内、年度内には、</p> <p>(「お盆前くらい」)</p> <p>お盆前くらいには何とかしたいというようなことではあるようです。</p> <p>4番大上議員。</p> <p>10款の教育費の、地域おこし協力隊の関係ですけれども、これ先ほどちらっとこう住居に関して、くろさき荘ていうような話しも聞いたような気がしたんですけども、なんかこう地域おこし協力隊となれば、なかなか住宅がないせいか、みんなくろさき荘に最初は住んでもらうっていうのがあれですけども、協力隊、ちょっと関係ない話になるかな、協力隊さんはそれでだいたい、不平はないもんでしょうか。そのへんをお聞きします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>全体的、それからこれまでの話しだと思いますので私の方からお答えいたしますが、不満はないと言いますか、そういったあたりの部分、これまでやってきた部分ですとその、面談の前に実際お越しいただくですとか、そういった格好で仕事の内容だったり、住まいも含めてお話しさせていただいてという、コミュニケーションを通じてやっておりますので、いらっしゃる段階で「こうじゃなかった」というふうな事になったことはございません。</p> <p>(「以上です」と、大上智議員)</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>2番金子泰男議員。</p> <p>2番金子でございます。</p> <p>11頁、一般の11頁この説明表の物価高騰対策地域商品券の給付事業</p>
--	--	---

	<p>議長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>ですが、これ私非常にいい事業を、村としてつけていただいたなど、本当に感謝を申し上げます。本当にその、いち物価高騰というのでなくて何からなにまでの物価高騰、本当に住民の皆さん大変な思いをしている。そういった中で村がこのようなその1人1万円分の地域商品券の配布といったような事、本当にありがたいなあと思っておりますが、これは普代村以外でもやっぱりこういう事業をほかの近隣でもやっているのかなあというようにも考える訳ですが、これはほかの市町村とは関係がなく、村がその普代村だけの考えで出しているものなのかどうか、ここらへんをお聞かせをいただきたいなと思います。それから、社会教育総務費20頁。一般の20頁ですが、これはその、家庭教育支援事業、そして家庭教育支援事業の部分で矢巾町との交流事業といったような部分。地引網な訳ですが、これは当時、太田（栄時）副村長、今も太田（吉信）副村長ですが、当時の太田（栄時）副村長さんが、本当に力を入れて取り組んできたそういった経緯があると思っております。やっぱり、せっかくその地引網を購入しております。そういった中で、やっぱり社会教育も本当に大事なわけですが、これをそのもっと違う部分にも、今後活用していくべきではないのかなあと思います。といいますのは、今やっぱりくろさき荘の宿泊者が非常に少ないと、いったような部分がある訳でございます。そういった中でやっぱりこの地引網をやることによって、例えばくろさき荘に無料で泊まって、「泊まっただけならば、地引網が無料になりますよ」とかいったような、そういったそのPRも非常に大事ではないのかなあと思います。それも、宿泊者の、やっぱり今後受け入れるにあたっての重要なその部分だと思う訳ですが、そういったその考え方がなのかどうかお聞かせをいただきたいなと思います。それからこのもう1点ですが、消防のその部分ですが、これは防火水槽のその標識ですか、その購入といったような部分で、ちょっとその関連でその質問させていただきますが、村長さんも総務課長さんもこの間の火災、現場まで行っていただいているいろいろこの見た訳ですが、あそこには水利がないんだと。そういった中で車が4台、5台中継を、かなりの距離をホースを伸ばしたと。そういったなかで連絡網が非常に大変であったなあとと思います。そのときにその消防団の幹部の皆さん方が、「トランシーバーでもあればいいのになあ。」といったようなその声が出たわけですが、自動車のその無線は入らない訳ですよ。もう、混信して。消防団だけで活用できるそのトランシーバーといったような部分が、この「備品のほうにもあればいいがなあ。」といったような部分で考え方を聞かせをいただきたいなあとと思います。この3点よろしくお願ひします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>11頁2款1項6目企画費の、物価高騰対策の地域商品券というふうな関係の事業でございます。こちらあ他の市町村でも同様のものを行っているかというところですが、ちょっと詳細なデータはないんですけ</p>
--	------------------------------	---

		<p>ども、新聞報道等によりますと、県内、近隣の市町村でも各世帯に、地域商品券という格好で給付されているというような内容があるというふうには承知をしております。それから、村の考えで出しているものなのかという事なのですが、このコロナ交付金のほうの原則といたしまして地域の実情に応じて、それぞれの地域で必要とする物価高騰対策だったりとか、そういったもので措置していいという事になっておりまして、その推奨事業メニューの中に、こういった給付というものも含まれておりますので、村の中で検討を行いまして、今回そのお1人当たり1万円という格好での計上させていただいたという事になります。</p>
<p>議長 大村建設水産課長</p>		<p>大村建設水産課長。 地引網の関係でございます。網を管理しております、私の方から説明させていただきますが。まずもって今回は教育という事で、地引網の事業をという事になります。議員さんのおしゃる通り確かに観光、集客、そういった部分についても、もし使えるのであれば、役に立つのであればどんどんそういったものは使っていきたいとは思っております。その点につきましては観光とか、くろさき荘、そういった部署との連携をしながら、ご提案いただきましたもの、実現できるかどうか、詰めながら、できる限り、いろんな方面で利用できればと思っております。</p>
<p>議長 川向総務課長</p>		<p>川向総務課長。 こないだの建物火災等につきましては、消防団の対応につきましては大変ありがたく思っておるところでございます。消防団としてそういった機材が必要なのであれば、消防団等と協力し合いながら、その分は整備してもいいのかなあというふうに思っております。予算の中でも、非常備消防費の中に、備品購入費ありますので、比較的どれくらいになるかちょっとまだ調べてみないと分かりませんが、そこらはまた消防団等と協力して、必要であれば購入の方検討させていただきたいというふうに思います。</p>
<p>議長 金子議員</p>		<p>2番金子議員。 ありがとうございます。この物価高騰の部分では、本当にこのいい事業だったなあというように思います。本当に村民の、これを見れば、見る限り、村民の方々を本当に熱心にみているんだなあ、といったような感じを受け止めております。本当にありがとうございます。それから地引網の部分はやっぱり教育にも必要、そして観光にもどんどんこの網をせっかく購入してあるんですから、利用するようなかたちを取っていくと。そして宿泊者も、これによってその増えるといったような部分もあると思います。是非ともこの、今後この活用をやっぱりこのあったかい時期でなければならぬ訳ですから、魚が入らなくても、なにかそのあそこのキラウミで炭火焼きとか、そういったそのものをさせると。そういったイベントを地引網を利用して立ち上げるといったようなその工夫も、くろさき荘と関連して進めるべきではないのかなあと思います。今</p>

	<p>議長 古沼議員</p> <p>議長 大村建設水産課長</p> <p>議長 古沼議員</p> <p>議長 正路議員</p>	<p>後よろしくお願いをします。それからあの、トランシーバーの部分はこれは、何も高い部分ではないと思うんです、金額的には。そんなに高いものではない。そのこれがあることによって、各分団ひとつずつで、6分団ある訳ですから、1個ずつあればいい訳ですから、是非ともこの部分は今後検討をお願いをしたいなあと思います。よろしくお願います。以上です。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>5番古沼和也議員。</p> <p>5番古沼です。18頁の8款2項1目の舗装補修工事請負費3000万減の件ですけど、せっかく、最初5000万とって、補助が出ないから3000万を削る、事業を削ったというふうに思っているんですけど、補修工事ですから、村民の大事な安心安全な道路を、3000万くらいを補助がないから削るのではなくて、単費でもいいし、起債をしてもいいからその分はやったほうがいいと思いますが、次の補正に、もう計画はできてるわけですから、あげることはできないでしょうか。</p> <p>大村水産課長。</p> <p>今回、道路事業、要望に対してのかなりの低い内示額という事で、県の方こないだ担当者会議等実施しておりますが、他市町村からもやはり同じような配分率という事でかなり意見が出たようでございます。国の補正の方でも対応もないかと、あまりいい返事はなかったと聞いております。で、議員おしゃる通り今回の事業につきましては、判定によって悪い結果が出てる路線について、補修、アスファルトの舗装の補修をする事業でございます。決して必要がないという部分ではない工事でございますので、いずれにせよ実施しなければならない内容になってございます。今回につきましては、国庫補助がつかない起債の枠もありますことから、一旦落とさせていただきますが、何かしら財源を見つけながらもし、可能であれば補正で対応したいと思っておりますが、次の議会というのはちょっとまだ財源を探していない状況ですので、そのへんはまだこれから検討というかたちで回答させていただきます。</p> <p>5番古沼議員。</p> <p>次の補正といっても、俺は次の補正にここに居れるか分からないんですよ。ここでね約束してもらえれば、安心して、まあ家に帰れる訳ですよ。そこを考慮しましてね、是非とも次の補正で挙げてもらうよう、よろしくお願います。質問を終わります。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>9番正路正敏議員。</p> <p>9番正路です。</p> <p>11頁の「まち・ひと・しごと創生費」のなかの、このふるさと定住、新婚、結婚新生活とあります。これについて聞く訳ではございませんけれども、この15款、じゃないすみません。あ、15款2項3目であるとか、</p>
--	---	--

	<p>議 長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>いろいろその人口減少に歯止めを掛けるべくいろんな施策がある訳ですが、あえてあの政策推進室にお尋ねしますが、こういったものがその順番にこうなっていく訳ですけども、そういったときその政策の部分では、何かこういったものを一括して今ホームページであっても、なかなか引っ張り出せない部分があったり、その1つひとつの課に移動しないととれないといったようなこともあると思いますが、何かそういうことで、こういった一連、例えば、この前一戸町の宣伝で、教育、教育費でなく、「給食費がただでいいですね」というようなテレビ番組を見たことがありますけども、まあこう学校が終わるまでの支援策が、非常に普代は充実している方だと思うんです。そういったものを今どのような宣伝を持ってやってるかお伺いいたします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>人口減少対策一連の情報発信といいますか、PRの部分ということだと思います。事業につきましてはさまざまあるんですけども、例えば今進めています移住者誘致の関係でいいますと、議員おっしゃる通り、外から来た人が例えばその給食費が無料であるとか、医療費、教育費が無償っていうのはすごくそういうのは、なかなか都会にはすべからくそういったメニューが揃ってるってところは少ないのかなあとと思いますので、そこは大きなPRポイントであるというのは思いを同じくするところであります。で、まあその情報発信という部分につきましては、その事業を委託している部分ございますけども、村の発信としましてはそのHPの方ですね、移住の関係は昨年度リニューアルをいたしまして、一元的にそういった普代村でのその施策ですとか補助メニューですとか、新たにこちらに引っ越してきたときに、どんなものが使えるのかっていうのを比較できるもの、整理したものを公開しているところではございます。若干、そのまだ稼働はしたばかりとうことで、PR不足の部分あるかもしれませんが、既存のメニューのものを組み合わせでですね、また都市部の方であったり、移住誘致に関しては、都市部の方にそういった格好で補助メニュー等の周知については、丁寧にやっていきたいというふうに考えております。</p>
	<p>議 長 正路議員</p>	<p>9番正路議員。</p> <p>まあそういった、動き出してはいますよって言う事ですので、それはそれとして期待して、見守っていかなければならないのかなあと思っています。ほんとにこの、その政策っていうか、各課の政策そのものは非常に素晴らしいものだと思っています。こういった、こう段階的にいくのをちゃんと繋ぎ合わせて、簡単に抜いて来れるようなかたちにしてるのが西日本のある町であるとか、ある町(ちょう)です。うまく使ってるんじゃないかなあとと思いますので、是非そこら辺も管理した中で、担当課として、少し全体をアピールするようなかたちでやっていただきたいと思います。終わります。</p>

	<p>議 長</p> <p>松葉議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>6 番松葉明人議員。</p> <p>6 番松葉です。</p> <p>企画費 2 款 1 項 6 目。この物価高騰対策商品券給付事業、皆増になっております。それと、そのもし予算が通ったならば、実施時期がいつになるのか。もし、それが、おおよその日程等々がありましたら、お知らせください、教えてください。それから、3 款 1 項 1 目、社会福祉総務費。同じく、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業、これも皆増の部分でございますが、これの方も同じように実施時期がある程度決まっているのであれば、お教えいただきたいです。</p>
	<p>議 長</p> <p>佐々木政策推進室長</p>	<p>佐々木政策推進室長。</p> <p>2 款 1 項 6 目、商品券の給付事業の関係の時期という事でございますが、本議会で承認いただきましたら、その準備、郵送、書留での郵送ということをご予定しておりますが、大体 7 月上旬ぐらいから発送開始できるような格好で進めていければというふうに考えております。</p>
	<p>議 長</p> <p>道下住民福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。</p> <p>お答えいたします。</p> <p>13 頁ですね。3 款 1 項 1 目の、電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援事業の、これ低所得世帯支援枠ということで、こちらの方も今回はコロナ交付金のメニューという事で実施する訳でございますが、実施時期につきましては、5 年度の課税状況が決まり次第という事で、非課税世帯の方に対して、プッシュ型でこちらの方も支援をしてまいりたいというふうに思っておりました。対象の世帯数は、参考の資料の方にもありますが 420 世帯という事で、見込んでおりました。以上でございます。</p>
	<p>議 長</p> <p>松葉議員</p>	<p>6 番松葉議員。</p> <p>ありがとうございます。その特にもこの 6 月にも電気料金等も大幅な値上げが発表されております。なるべく早い時期に、特にもその令和 5 年、1 年以降家計急変によりってという方々等も入っておりますので、可及速やかに、なるべく早い時期にやっていただければと思います。お願いをいたしまして終わります。</p>
	<p>議 長</p> <p>大上浩史議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>3 番大上浩史議員。</p> <p>3 番大上です。</p> <p>説明の中に、ふるさと納税の内容が、40%、50%現在であるというような説明が先ほどあったやに聞いているわけですが、それについてでございますが、ご存じのとおり昨日、普代村はウニの解禁があったわけで、なんで、ふるさと納税のメインはウニがまあこちらへん岩手県周辺というのは、最高のメニューであるというふうな認識がある訳ですが、その中において、昨日の水揚げの何%、何十%がそのふるさと納税のメニューという事での、に、なったのか。またそれによって、最近まれなる 6</p>

	<p>議長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>月 1 日という県下で南の方ではウニの解禁があって、今から専門にウニという事になる訳ですが、そういう意味で、どういうふうなそのウニの戦略というか、これは一番素晴らしいふるさと納税のメインになっているし、なる訳ですので、そこら辺がどういうふうにするかの最近のその納税の PR についてどうなっているのか、そこらについて説明がもしあったらお願いします。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>ふるさと納税の関係でございます。水揚げの何%が、ふるさと納税の方という事だったんですけども、こちらの方、ふるさと納税の返礼品というのは村内の事業者さんが取ったり、製造加工したものを出すという事で、こちら事業者さんの方で出せる量っていうのが、その時々で決まってくると思いますので、その単純にその水揚げに対して何%ということについてはちょっとなかなかその日その日、その水揚げに対してとここで把握はしていない状況でございます。PR の部分につきましては、その今そのいろいろネットの方ですね、例えばその、楽天ですとか、ふるさとチョイスですとか、そういったそのインターネットの方で、ふるさと納税のページを見て、購入を、あ購入といいますか、寄附をいただいて、返礼品をもらうという方がメインになってきております。ですのでそちらの方のページの充実、それから今力を入れていますのが、メールマガジンという事で、そういったのに登録をして、ふるさと納税をしたことがある方に登録をしていただいて、またこんな返礼品が、そろそろウニが出ますよですとか、村のイベントも併せて PR をするという事でやらせていただいています、今現在毎週 8000 件ほど配信という事で、こちらの方は、リピーターの獲得の一助にはなっているのかなあと思いますので、そちらは継続していきたいというふうに考えてございます。それからもう 1 点、その、まあこちらもそのいわゆるインターネットでのサイトの中の話になるんですけども、様々こうご感想をいただきます。「たいへん美味しかったです。」とか、もしくは、まあ食べ物ですので、あまり口に召さなかったって場合もあるかと思うんですけども、そういったものをサイト上で公開して、コメントをつけられる場合が多々あります。こちらの方も、すべて 1 つひとつ担当者の方丁寧に目を通しましてですね、コメントでお返しして、「ご意見ありがとうございます。今度からこのように改善します。」ですとか、お礼の気持ちを忘れないように初心で、まあとにかくそのリピーターの確保という部分で、積極的に PR はしてまいりたいと思っております。</p> <p>3 番大上議員。</p> <p>この問題については、非常に毎年その金額が右肩上がり、非常にまあ関係者努力して素晴らしいなあというふうに感じているわけですが、だがしかし、今この先ほどの言った通り、ウニがまずメインだと、今まあこの夏の漁といえ、そんなに魚の揚がらないわけで、ウニがまあ去</p>
	<p>議長 大上浩史 議員</p>	

	<p>議 長 佐々木政策 推進室長</p>	<p>年あたりいいとすごく非常に喜んで、各社が普代には、三つ四つ大きい業者がある訳で、そこらへんの、からのPR等もかなりな数量が上がっているという事は、ふるさと納税の金額が上がっていることなんで、そこらへんの今までのその努力は分かる訳だが、そのウニのメインをいかにして今この6月、7月の時期に、このふるさと納税の金額の上乗せに乗せるかという事を、まあ一番の話題になる訳です。だから、確かに努力は認めている訳ですが、なお且つ、それこそ「マルコシ」とかそういった地元の仲買業者、供給できるようなウニ業者、そういったとこと提携、あるいはそのところがインターネットを通じて、販売目的な内容な訳ですが、これを是非とも起爆剤にした状態で、2倍にも3倍にも伸ばす要因があるんでないかなあとという思いで私言ってるわけです。だから、こううしかじかでまだ楽天を経由してPRすれば、まだ増える要素があるのか、ないのかそういった意味での努力を今やっていますよという答えを聞きたい訳です。そこらがどうなんですか。</p> <p>佐々木政策推進室長。</p> <p>ちょっと、若干繰り返しになる部分があるかもしれませんが、先ほどのサイトの中でのPRっていうのは、繰り返ししているところでございます。で、またそのふるさと納税で、普代の商店のウニを購入された方が実際、じゃあ今度は事業者さんが、直接販売しているところで買うというような流れもある、若干あるとは聞いております。そういったところを、まあいずれ、サイトを通じて寄付されるという部分が非常に多いですので、いろいろなセールがございます。ポイントが倍になるとか、そういったのがありますし、これから6月ですと、ボーナス月ということで、様々なサイトもいろんなキャンペーンを打ってきたりすることもあります。そういった部分に、これまでもやってきましたけれども、その併せた格好で、旬のものウニですとか、ウニ以外タコも今好調ですけども、それから普代村の旬、イベント、自然も併せてメールマガジン等で広く発信してPRするというのは、普段に続けていきたいというふうに考えております。</p>
	<p>議 長 大上浩史議 員</p>	<p>3番大上議員。</p> <p>3回目でこれで終わります。</p> <p>何はともあれ、その努力をしてもらっているという事に対しては、私もまったく敬意を表している訳ですが、もう少しまだ伸ばすんだという意味においては、そういった仲買業者等とか、供給業者等の話し合いを密にした状態のPR合戦が是非とも必要でないのかなあと。聞いてみると、「マルサ」さんなら「マルサ」さん。そういう業者が、インターネットを通じてそういった販売をすべく努力しているという話を聞いてるもんですから、どうしてもやっぱりそういう供給業者との業務提携つか、どうしたら個人会社のPRによっても伸びるんだというようなことをつねに増やすための努力を、酷な話しなんですけど、努力しているのは</p>

<p>令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>令和5年度普代村国民健康保険診療施設</p>	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>分かる訳で、それ以上の努力をしてもらいたいという事が今の質問な訳で。それから、全く余談になりますけども、ある会社に聞いたことがあるんですが、いくらを送った場合、たいがいいくらの場合、今のシーズンですと、冷凍のいくらを送る訳ですよ。それでその買った人間が、電子レンジでもっていくらを溶かして、結局電子レンジに入れればネタネタになる訳ですよ。こんな使いもんにならないものを売ったのかとかって、それこそ文句がきたという例がある訳ですが。やはり、そのまあ、ウニはそんなに関係ないんですが、やはり商品を送るにしても、「これはダメですよ、こういう取り扱いをしてくださいね。」というようなPRの方法も考えておかないつうと、全く東京だのどこの知らない人が、このせっかくのいくらならいくらの商品の1万も2万もするような商品価値があるものを、やり方によってメタメタと使いもんになんない。そして、悪いのを送ってよこしたなんて、逆に言うようなことがないようなPRの方法があると思うんで、是非ともそれについては注意はしてもらいたいと思います。以上、あの質問は、回答はいりません。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第6号「令和5年度普代村一般会計補正予算(第2号)」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第16議案第7号から、日程第20議案第11号までの「特別会計補正予算」の5件につきましては、一括上程し、説明を受けたのち、各議案1会計ごとに審査いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第16議案第7号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」</p> <p>日程第17議案第8号「令和5年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算(第1号)」</p> <p>日程第18議案第9号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算(第1号)」</p> <p>日程第19議案第10号「令和5年度普代村休養施設事業特別会計補正予算(第1号)」</p> <p>日程第20議案第11号「令和5年度普代村漁業集落排水事業特別会計</p>
--	-------------------------------	---

特別会計補正 予算（第1号）		補正予算（第1号）
令和5年度普 代村簡易水道 特別会計補正 予算（第1号）	川向総務課 長	以上、5件を一括議題として、上程いたします。 当局の説明を求めます。 川向総務課長。 一括上程されました、議案第7号から議案第11号についてご説明申し上げます。
令和5年度普 代村休養施設 事業特別会計 補正予算（第 1号）	議 長 大上智議員	（以下、総務課長報告、記載省略） 提案理由の説明が終わりました。 各議案ごとに審査をいただき、採決を行います。 それでは、議案第7号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正 予算（第1号）」の、質疑を許します。 4番大上智議員。 議案第7号の5頁。6款保険事業費、1款1目12節の委託料55万の受 診率向上対策業務とか、先ほど説明があったんですけど、よく理解でき なかったから、受診率向上対策業務とはどういうことを示してるわけ ですか。これあのある程度機械的というか、事務処理の効率化というか、 そういうのを示すんでしょうか。受診率の向上対策となればなんかちょ っとあのどういうのかなあとって疑問点があるものですから、そのへ んの説明をお願いします。
令和5年度普 代村漁業集落 排水事業特別 会計補正予算 （第1号）	議 長 道下住民福 祉課長	道下住民福祉課長。 お答えいたします。特定検診等受診率向上対策業務でございますが、 こちらのほうは業者に委託をする、まあ専門の業者に委託をしておりま すが、国保被保険者をですね、健康診断等におけるその検診あるいはこ う既往歴とかそういったものをですね、データ化した中で最適なメッセ ージをデジタルによって、まあAI、今でいえばAIによって作成をし て、その方が受診を、その方の受診を促すというようなメッセージを作 製したものを対象者の方に送るという事を毎年行っております。こうい った事業を行った中で、少しずつその受診率の向上は上昇はしてきました が、2年度、3年度このコロナの関係で45%あった受診率も、30後半く らい、まあ5、6%以上の減少した状況もありました。4年度におきまし ても45%前後にまた復活もしておりますので、更にこの受診率も向上し た中で、受診率も向上することによって、国保財政のインセンティブと いうか上がることによって、特別交付金をいくらかこう大きくもらえる というか、そういったのもございますので、まずはその受診率を高める 中で被保険者、村民の皆さんの健康増進であったり、管理であったり、 維持であったりというところをこの国保会計のほうで行っている。とい うことのひとつの事業でございます。以上です。
	議 長 大上智議員	4番大上議員。 今の答弁を聞きますと、今までもすでにかなり役場さんの住民福祉課 のほうで、村民の健康を管理しているように受け止めたんですけども、

<p>議 長 道下住民福祉課長</p>	<p>で、それ以上の向上っていうのは結局プラス何、どんなあれを、作戦を練っている訳ですか。</p> <p>道下住民福祉課長。 お答えいたします。</p> <p>岩手県におけるですね、データヘルス計画というか、国保運営方針ですか、そちらの方にも設定をしております受診率の目標値というところがあります。ちょっとその何%だったかはっきりした数字が思い出せないんですけども、たしか50%だったか60%というような目標値だったと思います。まだそこに追い付いていないということで、これまでの取り組みの中で受診率をどういうふうに今後上げていくかということですけど、これはひとつそういった受診率を上げるための、デジタルで作成するメッセージ、その人にとって最適なメッセージを作製して、受診勧奨する、受診を促すものであります。あのそのほかにこれまでの特定検診の保健指導等も行っております。検診において、さまざま数値のあまりよろしくなかった方であったり、指導しなければならぬというような方、そういった指導する率という、指導率というんですかね、そういったものも高めていかなければ、次の受診につながらぬという事で、これまでも保健センターの方でそういった業務に取り組んでまいりましたが、4年度は特にそこをですね集中して取り組んでいただきました。今まで、40%ほどの指導率であったものが、60%を超えるという事でありますので、今後その受診率に、受診率の数字にそこが反映されていくものと思っております。今後もこの取り組みについては、更に強化して取り組んでまいりたいというふうに思っております。</p>
<p>議 長 大上智議員</p>	<p>4番大上智議員。</p> <p>3回目になります。結局今の話しを聞けば、指導率の向上っていうふうに考えればいいんですか。そのために、今までもかなりの努力っていうか、やってきたんだけど、更なるその指導率、個々の指導率を上げるためにどのような対策をねればっていうのは、更に力を入れていくっていうふうな、理解すればいいわけですか。</p>
<p>議 長 道下住民福祉課長</p>	<p>道下住民福祉課長。 お答えいたします。今私が答弁した中身につきましては、特定検診に受診されている方を中心にですね、保健指導という話しをさせていただきましたが、今こちらに計上しておりますその向上対策業務につきましては、未受診の方、あるいは毎年受診をされない方、とですね、受診をされないそういう方々の、数字がですね捉えなければ、向上率とそういうふうになってきませんので、そういった受診をされない方が、なぜ受診をされないか。あるいは隔年でとか、2年おきに、ゆうような方に、毎年検診に受診してもらおうようにということで、この向上対策業務を活用してまた、特別交付金も100%の充当になっておりますので、こういった財源を活用して、受診率を、県の定める、村の定める目標値に近づけて</p>

	<p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>大上智議員</p>	<p>いくというふうに考えております。</p> <p>ほかに、ございませんか。</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第7号「令和5年度普代村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第8号「令和5年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）」の、質疑を許します。</p> <p>（なし）</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第8号「令和5年度普代村国民健康保険診療施設特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第9号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」の、質疑を許します。</p> <p>（なし）</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第9号「令和5年度普代村簡易水道特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第10号「令和5年度普代村休養施設特別会計補正予算（第1号）」の、質疑を許します。</p> <p>4番大上智議員。</p> <p>4番大上です。</p> <p>5頁の1款休養施設事業費の1項1目くろさき荘営業管理費。これを見ますと、燃料費とか、洗濯料の予算を減額して職員の報酬予算を組んでるように見えるんですけども、今いま年度が始まった時点でのそのせっかく燃料費とか、洗濯料の予算を組んでてこれを減額して、まあこれは間違ってるかもしれませんが、報酬予算を組んでるようにみうけられるんですけども、これはどういうふうな考えか、説明をしてもらいたいです。例えば、いつもだったら、いつもだったらっていうか、よく一</p>
--	--	---

<p>議 長 宮田休養施設管理委員</p>	<p>般会計の繰入金で対応してきたわけですが、まだまだ年度当初のあれでどうということかなあと、そのへんのお答えをお願いします。</p> <p>宮田休養施設管理員。 ご質問にお答えいたします。</p> <p>例年ですと人件費の補正の際に、収入等上げたりして、支出とのバランスを取っている訳ですが、今回あの燃料費、あと洗濯料の方を調整しまして人件費の方を補正いたしました。燃料費の方ですけれども、こちらにつきましては本年4月当初に燃料費の方の在庫等計算し、4月、5月まで節約に努めれば、1カ月分補充しなくても今大丈夫な状態です、こちらの分で減額させていただきました。洗濯費にも、つきましても、昨年度の実績からいけば、若干のあのオーバーであるかもしれませんが、対応が可能だと思われ、あと経費削減にも努め、そのように対応していきたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>議 長 大上智議員</p>	<p>(「人件費、人件費増やす。続けて」と、議長)</p> <p>あ、人件費につきましては、増額したものではありませんでして、給料改定によるもので、増額になっております。以上でございます。</p> <p>4番大上議員。 ただ今の件とはちょっと違うんですけども、どこで質問したらいいかわからないもので、村長に対して考え方を聞きたいと思っております。</p> <p>先ほどもちょっと、地域おこし協力隊の件で話したんですけども、その地域おこし協力隊が来るとなれば、そのくろさき荘に宿泊というか、住居を設けるというか、地域おこし協力隊はある面、移住定住というふうなあれもあると思うんです。できればその、くろさき荘に行けば、住民の方々との交流がある程度薄いような気がするんですけども、そのへんあの住宅がないから仕方ないんでないかというのわかりますけれども、ある程度その、協力隊のあれを身近な住民との交流というのも大切だと思っておりますけど、そのへん関係ないような気もしますけども、なかなか村長の考えを聞くあれがないものですから、そのへんどのように考えているもんなんですか。</p>
<p>議 長 榎屋村長</p>	<p>榎屋村長。 お答えをしますけども、議員さんお話しのように、協力隊さんにはできれば地域の方々と一緒になって、普代村のことをよく知っていく中で、住民の方とも協力もいただいて活動をということでおりますけども、来るといって話になって協議をした際に、住宅がないもので、とりあえずはくろさき荘でいいかということで相談をすると、とりあえずであればくろさき荘でいいというふうなものがかなり重なってきております。あとあの、これは少し余分な話かもしれませんが、新しい職員についても住宅がないので、どうしてもその無理はできなくてその、久慈とかいろんなどこから入るといったような状況にもあるのが現実でございます、これをやっぱりその移住定住のこと、あるいはしゃべれば</p>

<p>議 長 大上議員</p>	<p>人口減少のこと等々も含めた中でいつかお話したように、住宅対策について官民で共同で、建設等をして、整備をしていくべきでないかなあと、いうふうな思いで今もおるところでございます。で、あのそういった取り組みが今後できればなあという事ですので、またいろいろこうご助言等いただければと思います。</p> <p>4 番大上智議員。</p> <p>今、村長の答え通りだと思います。ただある程度、協力隊がどんどん来てもらっている状況の中で、やっぱりもしかして家族でいらしてくれる方も可能性はないとは言えませんので、そうなればやっぱり住居っていうのが非常に大切なポイントっていうか、それだと思いますので、ある程度協力隊のあれを募集するとともに、やっぱりそれにこういう協力隊を欲しいなあというのに、人数っていうかあれに合わせたような住居はやっぱり今までも努力はしてるとは思いますけども、またまたその移住定住関係含めてやっぱりもうちょっと力を入れてほしいと思います。以上です。</p>
<p>議 長 松葉明人議員</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>6 番松葉明人議員。</p> <p>6 番松葉です。</p> <p>4 頁歳出 1 款 1 項 1 目の共済費についておたずねいたします。報酬給与職員手当等が 26 万 6 千円ほどですか、の増に対して、共済費が 41 万 3 千円アップしているっていうのがちょっと理解に苦しむんですけれども、その給与等に対するその共済費の支払い等の内容を教えてください。</p>
<p>議 長 川向総務課長</p>	<p>川向総務課長。</p> <p>共済費の方の金額の調整というのは総務課の方で全体でやっておりますので、その分で全体の人数の額によって算出されるものですので、ただ単にこれがどういった理由で増えたかという部分では、ちょっとここでは持ち合わせのあれがありませんので、後でそこは確認をさせて、ご報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。</p>
<p>議 長 松葉議員</p>	<p>6 番松葉明人議員。</p> <p>じゃあ、再度ちょっと確認です。これは当然国民宿舍会計だけですよ。全職員、役場職員ってことじゃないですよ。それだけ確認したい。</p>
<p>議 長 川向総務課長</p>	<p>川向総務課長。</p> <p>休養施設会計でみてる人件費の分の共済費からという事になります。</p> <p>(「はい、最後」松葉議員)</p>
<p>議 長 松葉議員</p>	<p>6 番松葉議員。</p> <p>じゃあ、その詳細を後日出していただきまして、よろしく願いいたします。終わります。</p>
<p>議 長 議 長</p>	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>なければ、質疑を終結いたします。</p>

	議 長	<p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 10 号「令和 5 年度普代村休養施設特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>議案第 11 号「令和 5 年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」の、質疑を許します。</p> <p>（なし）</p>
議会運営委員会	議 長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 11 号「令和 5 年度普代村漁業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、暫時休憩いたします。55 分まで休憩といたします。</p> <p>直ちに、議会運営委員会を開きたいと思いを。よろしくお願ひします。 (15 : 35)</p>
休 憩	議 長	<p>休憩前に戻り、会議を再開します。 (15 : 55)</p> <p>日程の変更について、お諮りいたします。</p> <p>先ほど、議会運営委員会にもお諮りいたしましたが、本日の日程が予定より早く終了いたしましたので、5 日に会議予定の日程を本日に変更したいと思ひますが、これに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
再 開	議 長	<p>ご異議なしと認め、そのように変更することに決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。 (15 : 57)</p> <p>それでは、休憩前に戻り、会議を再開いたします。 (15 : 58)</p> <p>直ちに、議事に入ります。</p> <p>ただ今、配布いたしました議事日程（第 1 号-2）により、進めてまいります。</p> <p>日程第 21 議案第 15 号「沢漁港漁村再生交付金（北防波堤他）工事の変更請負契約の締結の監視議決を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>大村建設水産課長。</p> <p>それでは、ただ今上程されました議案第 15 号について説明いたします。</p> <p>（以下、建設水産課長説明、記載省略）</p> <p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p>
沢漁港漁村再生交付金（北防波堤他）工事の変更請負契約の締結の監視議決を求めることについて	大村建設水産課長 議 長	

財産の取得に関し議決を求めることについて	議 長 大上智議員	4 番大上智議員。 4 番大上智です。 この工事内容からいけば、増額が 59 万 2900 円なんですけども、実質あの結構いろんなあれを工事をやってるみたいなんですけども、この内訳っていうか、結局この国庫補助金の対象事業費の残額が大きかったということ、大体がこんなもんでこういう移動ちゅうか足したのとか、それは金額的に済むものか、そのへんの説明をお願いします。
	議 長 大村建設水産課長	大村建設水産課長。 まず、この補助事業の事業費が 5000 万円という補助事業、なっております。当初の段階では、その金額を超えての設計というのはできませんので、内訳の発注になります。その執行残額はおよそ 50 万円ほど、なります。今回消波ブロック、あ、上部コンクリートの増額では 100 万円ほどの増額になりますが、消波ブロックの製作・据え付けが 200、あ、300 万弱減額になっているということで、当初の執行残 50 万円と、今回の変更減分 200 万円ほどをあの来年、次年度に施工予定でした。滑り台のほうの施工に回したという事になります。
	議 長 大上智議員	4 番大上議員。 じゃあその今回のあれは、予算っていうかあれは、内々のあれでこの金額で済んだということですね。59 万 2900 円で。 (「はい」と、大村建設水産課長) わかりました。ありがとうございます。
	議 長	ほかに、ございませんか。 (なし)
	議 長	なければ質疑を終結いたします。 直ちに採決を行います。お諮りいたします。 議案第 15 号「沢漁港漁村再生交付金（北防波堤他）工事の変更請負契約の締結に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。 (異議なし)
	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 22 議案第 25 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」を、議題といたします。 当局の説明を求めます。 菅野教育次長。
	菅野教育次長	それでは、ただ今上程されました、議案第 25 号につきましてその内容を説明いたします。 (以下、教育次長説明、記載省略)
	議 長	提案理由の説明が終わりました。 これより、質疑を許します。

普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて	議 長 正路議員	<p>9 番正路正敏議員。</p> <p>9 番正路です。</p> <p>ちょっとお伺いするだけですけども、この新型車両、新型車両といいますかバスは、この今年でしたか入った、去年でしたっけか、今年でしたっけか。</p> <p>（「4 年度」と、菅野教育次長）</p>
	議 長 菅野教育次長	<p>はい。使用はほとんど同じものですか。</p> <p>菅野教育次長。</p> <p>お答えします。29 人乗りのマイクロバスで、同じ規模のものです。</p> <p>（「はい」と、正路議員）</p>
	議 長	<p>ほかに、ございませんか。</p> <p>（なし）</p>
	議 長	<p>なければ質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>議案第 25 号「財産の取得に関し議決を求めることについて」は、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>ここで、審査の方法について、お諮りいたします。</p> <p>日程第 23 議案第 16 号から日程第 29 議案第 22 号までの「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の 7 件につきましては一括上程し、審査したいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし）</p>
	議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>それでは、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 23 議案第 16 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」から日程第 29 議案第 22 号まで、</p> <p>以上、7 件を一括議題として、上程いたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p>
	榎屋村長	<p>榎屋村長。</p> <p>ただいま一括上程をいただきました、7 つの議案について説明を致します。</p> <p>（以下、村長説明、記載省略）</p>
	議 長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>ただいまの 7 件につきましては、質疑・検討を省略し、採決を行いたいと思います。</p> <p>採決の方法についてお諮りいたします。起立採決とするか、投票とするかどちらがよろしいでしょうか。</p>

	議長	<p>(起立採決で)</p> <p>起立採決との声がありますので、起立採決で行うことに異議ございませんか。</p>
	議長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、起立採決で行います。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第 16 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。</p>
	議長	<p>(起立全員)</p> <p>起立全員でございます。</p> <p>よって、議案第 16 号中村駿人氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 17 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の、採決を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 17 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。</p>
	議長	<p>(起立全員)</p> <p>起立全員でございます。</p> <p>よって、議案第 17 号村尾ゆかり氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 18 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の、採決を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 18 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。</p>
	議長	<p>(起立全員)</p> <p>起立全員でございます。</p> <p>よって、議案第 18 号高屋敷眞作氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 19 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の、採決を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 19 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。</p>
	議長	<p>(起立全員)</p> <p>起立全員でございます。</p> <p>よって、議案第 19 号野崎才子氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> <p>次に、議案第 20 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求める</p>

普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	議長	<p>ことについて」の、採決を行います。 お諮りいたします。 議案第 20 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。 (起立全員) 起立全員でございます。 よって、議案第 20 号中居昭彦氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 次に、議案第 21 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の、採決を行います。 お諮りいたします。 議案第 21 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。 (起立全員) 起立全員でございます。</p>
	議長	<p>よって、議案第 21 号中居昭彦氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 次に、議案第 22 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の、採決を行います。 お諮りいたします。 議案第 22 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。 (起立全員) 起立全員でございます。</p>
	議長	<p>よって、議案第 22 号中居昭彦氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 次に、議案第 23 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の、採決を行います。 お諮りいたします。 議案第 23 号「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。 (起立全員) 起立全員でございます。</p>
	榎屋村長	<p>よって、議案第 23 号中居昭彦氏の「普代村農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。 日程第 30 議案第 23 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。 当局の説明を求めます。 榎屋村長。 議案第 23 号について説明をいたします。 (以下、村長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。 この件につきましては、質疑・討論を省略し、起立採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。 お諮りいたします。 議案第 23 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。</p>

普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	議長	<p>(起立全員)</p> <p>起立全員でございます。</p> <p>よって、議案第 23 号小中居勝敏氏の「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> <p>次に、日程第 31 議案第 24 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を議題といたします。</p> <p>当局の説明を求めます。</p> <p>榎屋村長。</p> <p>議案第 24 号について説明いたします。</p> <p>(以下、村長説明、記載省略)</p>
	議長	<p>提案理由の説明が終わりました。</p> <p>この件につきましては、質疑・討論を省略し、起立採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
	議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第 24 号「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」賛成の議員は起立願います。</p>
	議長	<p>(起立全員)</p> <p>起立全員でございます。</p> <p>よって、議案第 24 号大村耕一氏の「普代村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて」は、同意することに決定しました。</p> <p>(「議長すみません、休憩をお願いします」と、古沼議員)</p>
	議長	<p>暫時休憩します。(16:28)</p>
休憩再開	議長	<p>村長から申し出があります。どうぞ、(16:31)</p>
	榎屋村長	<p>議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。先ほど起立採決によりまして、ご承認をいただきました議案第 8 号高屋敷、あ、18 号高屋敷眞作氏の普代村農業委員会委員の任命についての同意でございますけれども、その議案の内容に誤りがございましたので、この場でお詫びをし、訂正をさせていただきたいと思っておりますし、もって差し替えもさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いをいたします。内容でございますが、住所の欄の「普代村第 25 地割字茂市 112 番地」が、「第 25 地割字卯子酉 112 番地」、「茂市」が「卯子酉」に差し替えになるというふうなことでございます。よろしくお願いをさせていただきます。大変申し訳ございません。</p>
	議長	<p>ただいま、提案者から住所の訂正がございました。議員各位がよろしければ了承して頂くという事で、議案の差し替えを行うという事でご理</p>

委員会審査報告	議長	<p>解いただけ、いただきたいと思います。</p> <p>(はい)</p> <p>ご異議なしと認め、そのように訂正させて後日、後日といたしますか、このあと、議案の差し替えをさせていただきます。</p> <p>次に進みます。</p> <p>日程第 32 報告第 2 号「委員会審査報告」の件を、議題といたします。総務常任委員会に審査付託しておりました請願 1 件につきまして、普代村議会会議規則第 77 条の規定により、審査報告書が提出されております。</p> <p>古昭和也総務常任委員長の報告を求めます。</p> <p>古昭和也総務常任委員長。</p> <p>報告第 2 号請願・陳情審査報告書。</p> <p>本委員会に付託された請願 1 件を審査した結果、次のとおり決定したので、普代村議会会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告します。</p> <p>(以下、総務常任委員長報告、記載省略)</p>
	古沼総務常任委員長	<p>報告が終わりました。</p> <p>委員会審査報告については、古昭和也総務常任委員長の報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
休憩再開	議長	<p>報告が終わりました。</p> <p>委員会審査報告については、古昭和也総務常任委員長の報告のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員長報告のとおり、決定いたしました。</p> <p>暫時休憩いたします。(16:35)</p>
教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書	議長	<p>休憩前に戻り、会議を再開いたします。(16:35)</p> <p>日程第 33 発議案第 1 号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」の提出についてを、議題といたします。</p> <p>普代村議会会議規則第 14 条の規定によりまして、古昭和也総務常任委員会委員長より、発議案の提出がありましたので、古昭和也総務常任委員会委員長の説明を求めます。</p> <p>古昭和也総務常任委員会委員長。</p> <p>発議案第 1 号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」の提出について出ございます。</p> <p>(以下、総務常任委員長報告、記載省略)</p>
	古沼総務常任委員会委員長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑を許します。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(なし)</p>
	議長	<p>なければ、質疑を終結いたします。</p> <p>直ちに採決を行います。お諮りいたします。</p> <p>発議案第 1 号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書」の提出については、原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。</p>

	議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は、原案のとおり可決されました。</p> <p>なお、取り扱いについては、議長に一任願います。</p> <p>日程第 34 から日程第 37 まで「委員会の閉会中の継続審査」に関する ことでございますので、この 4 件を一括議題といたしたいと思いますが、 ご異議ございませんか。</p>
委員会の閉会 中の継続審査	議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認め、そのように進めてまいります。</p> <p>日程第 34 から日程第 37 まで「委員会の閉会中の継続審査申出」につ いて、各委員長申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議 ございませんか。</p>
議員の公務出 張について	議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、各委員長申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定 いたしました。</p> <p>日程第 38「議員の公務出張について」を議題といたします。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>6 月 25 日までの議員任期中において、各種会議及び研修会等に、本会 議の議員が公務出張する場合は、配布してあります「議員派遣一覧表」 のとおりとし、また、緊急を要する場合には、その都度議長が指名し、 公務出張としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
	議 長	<p>(異議なし)</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議員公務出張については、そのように決定いたしました。なお、 指名後において、欠席・変更等ある場合には、必ず事前に連絡をお願い いたします。</p>
	議 長	<p>議長より報告がございます。このたび、令和 5 年 5 月 26 日に同僚であ ります、正路正敏議員が、「日本特用林産振興会」小淵優子会長から、特 用林産功労者として表彰されましたので、ご報告いたします。全国で 14 人のうち原木しいたけは 6 人の中の 1 人でございます。誠にめでとう ございました。拍手を贈りたいと思います。</p>
	議 長	<p>お諮りいたします。今期定例会の会議に付された事件は、すべて議了 いたしました。</p> <p>会期は、6 月 5 日まででございましたが、会議規則第 7 条の規定により、 本日をもって閉会といたしたいと思いますが、これにご異議ございませ んか。</p> <p>(異議なし)</p>

<p>閉 会 (16 : 42)</p>	<p>議 長</p>	<p>ご異議なしと認めます。 よって、今期定例会は、本日をもって閉会とすることに、決定いたしました。 以上を持ちまして、令和 5 年第 4 回普代村議会定例会を閉会といたします。 ご苦勞様でございます。</p>
--------------------------	------------	---

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 中 村 裕

署名議員 金 子 泰 男

署名議員 大 上 浩 史